

**全国児童福祉主管課長会議資料**  
(資料編：総務課虐待防止対策室)

平成20年2月22日(金)  
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局  
総務課虐待防止対策室

# 目 次

(資料1) 児童虐待の防止等に関する法律施行規則(案)について	1
(資料2) 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(案)について	7
(資料3) 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について(案)	11
(資料4) 児童相談所運営指針新旧対照表(案)	15
(資料5) 市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表(案)	70
(資料6) 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針新旧対照表(案)	73
(資料7) 児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について(案) (児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン)	75
(資料8) 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について(案)	103
(資料9) 子どもを守る地域ネットワーク等の設置状況	110
(資料10) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(案)	111

(資料11) 児童虐待防止対策支援事業実施要綱新旧対照表 (案)	-----	1 1 9
(資料12) 一時保護施設等緊急整備計画の策定について (案)	-----	1 3 0
(資料13) 平成20年度要保護児童対策模範事業表彰の実施に ついて (案)	-----	1 3 1
(資料14) 平成20年度国の実施する児童家庭相談に携わる職員の 研修等	-----	1 3 6
(資料15) 平成20年度児童家庭相談に携わる職員等を対象とした 研修等一覧	-----	1 3 7
(資料16) 平成20年度子どもの虹情報研修センター虐待対応研修 一覧	-----	1 3 8
(資料17) 都道府県等からの追加質疑に対する回答	-----	1 4 0

## 児童虐待の防止等に関する法律施行規則(案)について〔概要〕

### 1 制定の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)の施行に伴い、新たに省令を制定するもの。

### 2 概要

#### (1) 出頭要求等

児童虐待が行われているおそれがあると認める際の保護者の出頭要求、また、保護者が立入調査の拒否等をした場合の再出頭要求の告知の方法について、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時等必要事項を記載した書面により行うことを規定。

#### (2) 面会等の制限

① 児童相談所長及び施設入所等の措置が採られている場合における施設の長が面会又は通信の全部又は一部を制限する方法について、制限を行う理由となった事実の内容、保護者の氏名等必要事項を記載した書面により行うことを規定。

② 面会又は通信の制限を行った場合又は行わなくなった場合等に児童相談所長がその旨を都道府県知事に通知することを規定。

#### (3) 接近禁止命令

① 都道府県知事が接近禁止命令を行う場合、その命令期間の算定に当たり、初日を含めて6月を超えない期間とすることを規定。

② 接近禁止命令を行った都道府県知事は、その旨を児童相談所長に連絡することを規定。(命令を取り消す場合についても同様。)

③ 当該接近禁止命令をする場合の命令書に記載すべき事項として、命令を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名等必要な事項を規定。(命令を取り消す場合についても、同様の事項を記載した書面により行う。)

#### (4) 施設入所等の措置の解除

施設入所等の措置が採られている場合、当該措置を解除する際の勘案事項として、児童及び保護者の心身の状況、家庭環境等を規定。

#### (5) 都道府県児童福祉審議会等への報告

都道府県知事が都道府県児童福祉審議会等へ報告しなければならない事項として、立入調査、臨検・捜索、一時保護等の実施状況等を規定。

### 3 施行期日

平成20年4月1日

(指定都市の特例)

第八条 児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号。以下「令」という。）第一条の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が児童虐待の防止等に関する事務を処理する場合には、この省令の規定中「都道府県知事」とあるのは、「指定都市の長」と読み替えるものとする。

(児童相談所設置市の特例)

第九条 令第二条の規定により児童福祉法第五十四条の四第一項の児童相談所設置市が児童虐待の防止等に関する事務を処理する場合には、この省令の規定中「都道府県知事」とあるのは、「児童相談所設置市の長」と読み替えるものとする。

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

2 都道府県知事は、法第十二条の四第六項の規定に基づき同条第一項の規定による命令を取り消したときは、その旨を児童相談所長に連絡するものとする。

(施設入所等の措置の解除)

第六条 法第十三条に規定する厚生労働省令で定める事項は、施設入所等の措置を解除しようとする児童及びその保護者の心身の状況、当該児童の家庭環境、現に当該児童の保護に当たっている里親（児童福祉法第六条の三に規定する里親をいう。）又は児童福祉施設の長の意見その他必要な事項とする。

(都道府県児童福祉審議会等への報告)

第七条 法第十三条の四に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第八条第一項第二号の規定による通知に係る措置の実施状況、法第九条第一項の規定による立入り及び調査又は質問、臨検等（法第九条の六に規定する臨検等をいう。）並びに児童虐待を受けた児童に行われた児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした児童虐待の事例並びに同法第二十五条の七第一項第三号及び同条第二項第四号の規定による通知に係る措置の実施状況その他必要な事項とする。

けた場合についても、同様とする。

(接近禁止命令)

第三条 都道府県知事が法第十二条の四第一項の規定に基づき命令をする場合における期間は、初日を含めて六月を超えない期間とする。

2 都道府県知事は、前項の命令をしたときは、その旨を児童相談所長に連絡するものとする。

第四条 法第十二条の四第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、同条第一項の規定による命令をする理由となった事実の内容、当該命令を受ける保護者の氏名、住所及び生年月日、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項とする。

(接近禁止命令の取消し)

第五条 都道府県知事は、法第十二条の四第六項の規定に基づき同条第一項の規定による命令を取り消そうとするときは、命令を受けた保護者に対し、当該命令を取り消す理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該命令に係る児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

面により行うものとする。

2 前項の規定は、法第九条の二第一項の規定に基づき児童の保護者の出頭を求めようとする場合について準用する。

(面会等の制限)

第二条 児童相談所長及び児童虐待を受けた児童について児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、当該児童虐待を行った保護者について、法第十二条第一項の規定に基づき当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限しようとするときは、当該保護者に対し、当該児童との面会又は通信の全部又は一部を制限する旨、制限を行う理由となった事実の内容、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、当該児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書面により行うものとする。

2 児童相談所長は、法第十二条第一項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を都道府県知事に通知するものとする。同条第二項の規定に基づき前項に規定する施設の長から通知を受



○厚生労働省令第 号

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条の二第二項（第九条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十二条の四第一項、第四項及び第六項、第十三条並びに第十三条の四の規定に基づき、児童虐待の防止等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十年 月 日

厚生労働大臣 舛添 要一

児童虐待の防止等に関する法律施行規則（案）

（出頭要求等）

第一条 都道府県知事は、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第八条の二第一項の規定に基づき児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）の出頭を求めようとするときは、当該保護者に対し、出頭を求める理由となった事実の内容、出頭を求める日時及び場所、当該保護者の氏名、住所及び生年月日、同伴すべき児童の氏名及び生年月日その他必要な事項を記載した書

## 児童福祉法施行規則の一部を改正する省令(案)について〔概要〕

### 1 改正の趣旨

児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)の施行に伴い、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)について、所要の改正を行うもの。

### 2 概要

児童相談所長が未成年後見人の選任の請求をした場合に、その児童について親権を行う者又は未成年後見人があるまでの間、児童相談所長が職名によって親権を行うものとされた。

これに伴い、児童相談所長が、縁組の承諾をしようとするときに、養子にしようとする児童の本籍、氏名、年齢及び性別、養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年齢、性別及び職業等の事項を具した上で、都道府県知事に許可の申請をすることを規定。

### 3 施行期日

平成20年4月1日

<p>第三十六条の二第一項 第三十六条の二第二項 第三十六条の三第二項</p>	<p>都道府県知事</p>	<p>指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長</p>
---	---------------	-----------------------------

附 則

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

に改める。

とするときは、次に掲げる事項を具し、都道府県知事に、許可の申請をしなければならない。

一 養子にしようとする児童の本籍、氏名、年齢及び性別

二 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年齢、性別及び職業

三 前号の者の家庭の状況

四 縁組を相当とする理由

五 第一号及び第二号の者の戸籍謄本

六 その他必要と認める事項

2 都道府県知事は、前項の申請を受理したときは、当該縁組が相当であるかどうかを調査して、速やかに、許可の決定を行い、且つ、その旨を書面をもつて通知しなければならない。

第三章 事業及び施設

第五十条の二の表中

第三十六条の二第二項	都道府県知事	指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長
------------	--------	----------------------

を

○厚生労働省令第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の七第二項の規定に基づき、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年 月 日

厚生労働大臣 舛添 要一

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令（案）

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十六条の三」を「第三十六条の二」に、「第三章 児童福祉施設（第三十六条の四―第三十九条）」を「第三章 事業及び施設（第三十六条の三―第三十九条）」に改める。

第三章の章名を削る。

第三十六条の三を削り、第三十六条の二を第三十六条の三とし、第三十六条の次に次の一条及び章名を加える。

第三十六条の二 法第三十三条の七第二項ただし書の規定により、児童相談所長が、縁組の承諾をしよう

(案)

雇児発第 号  
平成20年 月 日各 { 都道府県知事  
指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について

平成12年に「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）が施行されて以降、児童虐待防止に向けた取組は着実に進められてきたが、我が国においては、平成18年度に全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談対応件数は、3万7千件を超えているとともに、把握されているだけで年間50件前後の虐待による死亡事例が発生している。このような痛ましい事件を防ぐためにも、児童虐待は、今日なお、社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっている。

一方で、平成16年の児童虐待防止法の改正法附則においては、法施行後3年以内に、児童の住所等における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方等について、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定された。

先に述べた児童虐待を巡る状況やこの見直し規定を踏まえ、平成19年4月、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置の明確化等のための規定の整備を行う「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成19年法律第73号。別添参照。以下「改正法」という。）が国会に提出され、同年5月25日に全会一致で成立した。改正法は同年6月1日に公布され、本年4月1日に施行されることとなっている。

については、下記のとおり、改正法による改正後の児童虐待防止法及び児童福祉法の内容、運用上の留意事項についてご了知の上、管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知を図り、その運用に遺漏のないようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

## 第1 児童虐待防止法の一部改正関係

### 1 目的（第1条関係）

この法律の目的として、「児童の権利利益の擁護に資すること」を明記するものとされた。

### 2 国及び地方公共団体の責務等（第4条関係）

- (1) 国及び地方公共団体の責務に、児童虐待を受けた児童等に対する「医療の提供体制の整備」を加えるものとされた。
- (2) 国及び地方公共団体の責務に、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を加えるものとされた。
- (3) 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならないものとされた。

### 3 安全確認義務（第8条関係）

- (1) 市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長による児童虐待を受けたと思われる児童の安全確認が努力義務であったのを改め、安全確認のために必要な措置を講ずることを義務化するものとされた。
- (2) 市町村長又は都道府県の設置する福祉事務所の長は、出頭要求、調査質問、立入調査又は一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事又は児童相談所長に通知するものとされた。

### 4 出頭要求（第8条の2関係）

- (1) 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。
- (2) 都道府県知事は、保護者が(1)の出頭の求めに応じない場合、立入調査その他の必要な措置を講ずるものとされた。

### 5 再出頭要求（第9条の2関係）

都道府県知事は、保護者が正当な理由なく立入調査を拒否した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査又は質問をさせることができるものとされた。

### 6 臨検等（第9条の3から第10条の6まで関係）

- (1) 都道府県知事は、保護者が5の再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、児童相談所の職員等に児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は児童を捜索させることができるものとされた。
- (2) 警察署長に対する援助要請その他の臨検等に当たって必要な手続等を定めるものとされた。

### 7 児童虐待を行った保護者に対する指導（第11条関係）

- (1) 児童虐待を行った保護者に対する指導に係る勧告に保護者が従わなかった場合には、当該保護者の児童について、都道府県知事が一時保護、同意に基づか

ない施設入所等の措置（以下「強制入所等」という。）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。

- (2) 児童虐待を行った保護者が、保護者に対する指導に係る勧告に従わず、その児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、親権喪失宣告の請求を行うものとされた。

#### 8 面会等の制限等（第12条から第12条の4まで及び第17条関係）

- (1) 一時保護及び同意に基づく施設入所等の措置の場合にも、強制入所等の場合と同様に、児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされた。
- (2) 都道府県知事は、強制入所等の場合において、(1)により面会及び通信の全部が制限されているときは、児童虐待を行った保護者に対し、当該児童の身辺へのつきまとい又はその住居等の付近でのはいかいを禁止することを命ずることができるものとされた。また、この命令の違反につき、罰則を設けるものとされた。

#### 9 施設入所等の措置の解除（第13条関係）

都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた。

#### 10 関係機関等相互の情報提供（第13条の3関係）

地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされた。

#### 11 都道府県児童福祉審議会等への報告（第13条の4関係）

都道府県知事は、都道府県児童福祉審議会等に、立入調査、臨検・搜索及び一時保護の実施状況、児童の心身に著しく重大な被害を及ぼした事例等を報告しなければならないものとされた。

### 第2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部改正関係

#### 1 要保護児童対策地域協議会（第25条の2関係）

地方公共団体は、要保護児童対策地域協議会を置くよう努めなければならないものとされた。

#### 2 未成年後見人請求の間の親権の代行（第33条の7関係）

児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行うものとされた。

#### 3 罰則（第61条の5関係）

正当な理由がないのに立入調査を拒否した者に対する罰金の額を、30万円以下から50万円以下に引き上げるものとされた。



### 第3 施行期日（改正法附則第1条関係）

第1及び第2の内容は、平成20年4月1日から施行するものとされた。

### 第4 検討（改正法附則第2条関係）

- 1 政府は、この法律の施行後3年以内に、児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から親権に係る制度の見直しについて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。
- 2 政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされた。

### 第5 運用上の留意事項

- 1 改正法の施行に伴い、今般「児童相談所運営指針等の改正について」（平成20年〇月〇日雇児発第〇〇〇号本職通知）をお示ししたところであるので、本通知と併せて、施行に当たって遺漏のないよう留意されたい。
- 2 改正法において、都道府県知事による保護者への指導の勧告に従わない場合の規定等が新たに設けられたことから、児童相談所における保護者への指導・支援に関する基本的事項を定める「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実にについて」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）をお示ししたので、遺漏のないよう留意されたい。
- 3 また、改正法において、重大な児童虐待事例について、国及び地方公共団体が分析する責務が設けられたことから、今後の地方公共団体における事例の検証作業の参考となるよう、その基本的な考え方、検証の進め方等について、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）としてお示ししたので、併せて参考とされたい。

## 児童相談所運営指針新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>第1章 児童相談所の概要            第1節 児童相談所の性格と任務            1. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念            (1)～(4) 略            (5) 近年、児童虐待が増加するなど、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、地域におけるきめ細かな援助が求められている。こうした中、児童相談所については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）の施行を契機として、一定の体制の充実が図られてきたが、深刻な児童虐待事例が依然として頻発している状況を踏まえ、平成16年には児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第30号）及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）が成立し、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備、児童家庭相談に関する体制の充実、児童福祉施設、里親等の見直し、要保護児童に関する司法関与の見直しなど、児童虐待防止対策を始めとする要保護児童対策の充実・強化が図られたところである。</p> <p>この平成16年の児童虐待防止法改正法附則においては、法施行後3年以内に、児童の住所等における児童の安全の確認又は安全の確保を実効的に行うための方策、親権の喪失等の制度のあり方等について、児童虐待防止法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと規定された。この検討規定等を踏まえ、児童虐待の防止等に関する施策をさらに強化するため、平成19年5月、議員立法により、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置のとられた児童との面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置を明確にするための規定の整備等を行う児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）が成立した。</p> <p>児童相談所は、こうした法律改正の趣旨を踏まえ、児童虐待防止対策の一層の充実・強化を図っていくことが必要である。とりわけ、児童家</p>	<p>第1章 児童相談所の概要            第1節 児童相談所の性格と任務            1. 児童相談所の設置目的と相談援助活動の理念            (1)～(4) 略            (5) 近年、児童虐待が増加するなど、子どもや家庭をめぐる問題が複雑・多様化しており、問題が深刻化する前の早期発見・早期対応を図るとともに、地域におけるきめ細かな援助が求められている。こうした中、児童相談所については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）の施行を契機として、一定の体制の充実が図られてきたが、深刻な児童虐待事例が依然として頻発している状況を踏まえ、平成16年には児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成16年法律第30号）及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）が成立し、児童虐待の定義の明確化、国及び地方公共団体の責務等の強化、児童虐待の通告義務の範囲の拡大、子どもの安全の確認及び安全の確保に万全を期すための規定の整備、児童家庭相談に関する体制の充実、児童福祉施設、里親等の見直し、要保護児童に関する司法関与の見直しなど、児童虐待防止対策を始めとする要保護児童対策の充実・強化が図られたところである。</p> <p style="text-align: center;">児童相談所は、こうした法律改正の趣旨を踏まえ、児童虐待防止対策の一層の充実・強化を図っていくことが必要である。とりわけ、児童家</p>

## 改正後

庭相談に応じる市町村に対して適切な支援を行うとともに、効果的な援助が期待できるソーシャルワークの技法の開発や確立はもとより、医療、保健、法律その他の幅広い専門機関や職種との連携強化、司法関与の仕組みの有効活用等により、迅速かつ的確な対応を図るとともに、親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下、子どものみならず保護者も含めた家庭への支援に一層積極的に取り組むことが重要である。

また、法律改正により、虐待通告を受けたとき等の児童の安全確認を行うための措置の義務化や臨検又は捜索の制度の創設等の措置が講じられたことから、児童相談所における児童の安全確認又は安全確保が今後さらに期待されることになる。このため、各児童相談所においては、児童の安全確認等に向けた迅速かつ適切な対応に一層配慮すべきである。

(6)～(7) 略

2～3 略

第2～5節 略

第2章 児童相談所の組織と職員

第1～2節 略

第3節 職員構成

1 規模別職員構成の標準

第1章に述べられている諸般の業務遂行のため、所長、次長（A級の場合）及び各部門の長のほか、次の職員を置くことを標準とする。

C級－教育・訓練・指導担当児童福祉司（児童福祉司スーパーバイザー）、児童福祉司、相談員、精神科を専門とする医師（以下「精神科医」という。嘱託も可。）、教育・訓練・指導担当児童心理司（児童心理司スーパーバイザー）、児童心理司、心理療法担当職員、その他必要とする職員

B級－C級に定める職員のほか、小児科を専門とする医師（以下「小児科医」という。嘱託も可。）、保健師

A級－B級に定める職員のほか理学療法士等（言語治療担当職員を含む。）、臨床検査技師

2. 留意事項

## 現行

庭相談に応じる市町村に対して適切な支援を行うとともに、効果的な援助が期待できるソーシャルワークの技法の開発や確立はもとより、医療、保健、法律その他の幅広い専門機関や職種との連携強化、司法関与の仕組みの有効活用等により、迅速かつ的確な対応を図るとともに、親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下、子どものみならず保護者も含めた家庭への支援に一層積極的に取り組むことが重要である。

(6)～(7) 略

2～3 略

第2～5節 略

第2章 児童相談所の組織と職員

第1～2節 略

第3節 職員構成

1. 規模別職員構成の標準

第1章に述べられている諸般の業務遂行のため、所長、次長（A級の場合）及び各部門の長のほか、次の職員を置くことを標準とする。

C級－教育・訓練・指導担当児童福祉司（スーパーバイザー）、児童福祉司、相談員、精神科を専門とする医師（以下「精神科医」という。嘱託も可。）、児童心理司、心理療法担当職員、その他必要とする職員

B級－C級に定める職員のほか、小児科を専門とする医師（以下「小児科医」という。嘱託も可。）、保健師

A級－B級に定める職員のほか理学療法士等（言語治療担当職員を含む。）、臨床検査技師

2. 留意事項

改正後	現行
<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・訓練・指導担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)</u>は、児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童福祉司であり、相談援助活動において少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。教育・訓練・指導担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)の配置の標準は児童福祉司おおむね5人につき1人とする。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) <u>教育・訓練・指導担当児童心理司(児童心理司スーパーバイザー)</u>は、児童心理司及び心理療法担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童心理司であり、心理判定及び心理療法並びにカウンセリングを少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>第4節 各職員の職務内容</p> <p>1～4 略</p> <p>5. 相談・指導部門の長</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>教育・訓練・指導担当児童福祉司(児童福祉司スーパーバイザー)</u>の意見を参考としつつケースの進行管理を行うこと</p> <p>(4) 略</p> <p>6～16 略</p> <p>17. <u>教育・訓練・指導担当児童心理司(児童心理司スーパーバイザー)</u> 児童心理司及び心理療法担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について教育・訓練・指導を行うこと</p> <p>18. 児童心理司 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・訓練・指導担当児童福祉司(スーパーバイザー)</u>は、児童福祉司及びその他相談担当職員の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導に当たる児童福祉司であり、相談援助活動において少なくとも10年程度の経験を有するなど相当程度の熟練を有している者でなければならない。教育・訓練・指導担当児童福祉司(スーパーバイザー)の配置の標準は児童福祉司おおむね5人につき1人とする。</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>第4節 各職員の職務内容</p> <p>1～4 略</p> <p>5. 相談・指導部門の長</p> <p>(1)～(2) 略</p> <p>(3) <u>教育・訓練・指導担当児童福祉司(スーパーバイザー)</u>の意見を参考としつつケースの進行管理を行うこと</p> <p>(4) 略</p> <p>6～16 略</p> <p>17. 児童心理司 略</p>

改正後	現行
<p>19. 心理療法担当職員 略</p> <p>20. 保健師 略</p> <p>21. 理学療法士等（言語治療担当職員を含む。） 略</p> <p>22. 臨床検査技師 略</p> <p>23. 児童指導員及び保育士 略</p> <p>24. 一時保護対応協力員 略</p> <p>25. 看護師 略</p> <p>26. 栄養士 略</p> <p>27. 調理員 略</p>	<p>18. 心理療法担当職員 略</p> <p>19. 保健師 略</p> <p>20. 理学療法士等（言語治療担当職員を含む。） 略</p> <p>21. 臨床検査技師 略</p> <p>22. 児童指導員及び保育士 略</p> <p>23. 一時保護対応協力員 略</p> <p>24. 看護師 略</p> <p>25. 栄養士 略</p> <p>26. 調理員 略</p>
<p>第5節 職員の資格、研修等</p> <p>1 略</p> <p>2. 職員の研修等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各部門の長は各部門の職員に対し教育・訓練・指導（スーパービジョン）のできる者であることが適当であり、判定・指導部門の長については、医師、児童福祉司、児童心理司等専門技術を有する者であることが必要である。さらに、<u>教育・訓練・指導（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得の為に子どもの虹情報研修センターにおいて実施す</u></p>	<p>第5節 職員の資格、研修等</p> <p>1. 略</p> <p>2. 職員の研修等</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 各部門の長は各部門の職員に対し教育・訓練・指導（スーパービジョン）のできる者であることが適当である。特に、判定・指導部門の長については、医師、児童福祉司、児童心理司等専門技術を有する者であることが必要である。</p>

改正後

現行

るスーパーバイザー研修を受講することが望ましい。

(3) 児童福祉司及び児童心理司の教育・訓練・指導担当者（スーパーバイザー）は、教育・訓練・指導（スーパービジョン）に必要な知識・技術の修得の為に子どもの虹情報研修センターにおいて実施するスーパーバイザー研修を受講することが望ましい。

(4) 各職員は内部の職員又は外部の専門家による教育・訓練・指導（スーパービジョン）を受ける機会を積極的に活用し、また相互の教育・訓練・指導（スーパービジョン）、密接な連携・協力により、資質向上に努める。

(5) 略

(6) 略

3 略

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第1節 略

第2節 相談の受付と受理会議

1～2 略

3. 年齢要件

(1)～(2) 略

(3) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあつせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、市町村と連携して、要保護児童対策地域協議会等を活用し、出生後の対応について検討することも必要である。

4. 管轄

(1)～(8) 略

(9) また、平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律により、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が法律上明記されたところである。

この関係機関による連携には、子どもの転居時における自治体相互間

(3) 各職員は内部の職員又は外部の専門家による教育・訓練・指導（スーパービジョン）を受ける機会を積極的に活用し、また相互の指導・訓練・教育（スーパービジョン）、密接な連携・協力により、資質向上に努める。

(4) 略

(5) 略

3 略

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第1節 略

第2節 相談の受付と受理会議

1～2 略

3. 年齢要件

(1)～(2) 略

(3) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、必要に応じ福祉事務所、保健所、市町村保健センター、医療機関等適切な機関にあつせんするとともに、将来新生児等に対する児童相談所の指導・援助の必要性が想定される事例については、問題の早期発見・早期対応、指導・援助の一貫性を確保する観点から、主たる対応機関との情報交換を密にする等、十分な連携を図ることが望ましい。

4. 管轄

(1)～(8) 略

(9) また、平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律により、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が法律上明記されたところである。

この関係機関による連携には、子どもの転居時における自治体相互間

改正後

の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められているところである。

さらに、こうした転居事例への対応も踏まえ、平成19年の児童虐待防止法の改正により、地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされている。

このため、例えば、支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄する児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うなど、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要である。具体的な方法等については、全国児童相談所長会において取り決められた「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」（平成19年7月12日付け19全児相第7号）を参考とされたい。

なお、支援を行っている家庭が、転出先等を告げずに転出した場合には、迅速な情報交換が必要になることから、次により対応する。

- ① 中央児童相談所以外の児童相談所が担当する事例の場合は、中央児童相談所に連絡する。
- ② 中央児童相談所は、全国の中央児童相談所に対して通告を行う。
- ③ 通告を受けた中央児童相談所は、他の児童相談所に通告を行う。
- ④ 児童相談所においては、管内の市町村に対して通告を行い、児童の発見に努める。
- ⑤ この場合の通告内容は、要保護児童本人の氏名、性別、年齢、学年、転出時期、事例担当児童相談所名とする。
- ⑥ 全国の児童相談所間の通告については、全国児童相談所長会において取り決められた「児童虐待における他県児童相談所との連携について」（平成11年10月15日付け全国児童相談所長会11全児相第11号）を参考とされたい。

現行

の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められているところである。

このため、例えば、支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、児童福祉法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄する児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供するなど、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要である。

改正後

現行

⑦ 児童を発見した児童相談所は、事例を担当していた児童相談所と連携を図り、円滑な移管を行う。

5～7 略

8. 児童記録票の作成

(1) 児童記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦からの相談についても、子どもが出生後に要保護児童として支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録表を作成し、妊婦自身等に関する記録を残した上、子どもが出生した段階で子どもについての記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。

(2)～(4) 略

第3節 調査

1～3 略

4. 調査事項

(1) 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には以下の事項が調査対象となる。これらは、診断・判定における基礎的かつ重要な情報となるので、これらに基づき各自自治体において、調査事項及び内容、様式、手順等を定めるとともに、調査を確実に実施するための調査チェックリスト等を定めることが必要である。

①～⑧ 略

(2) 法第25条の6において、児童相談所は、法第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、その子どもの状況の把握を行うものとされている。

特に児童虐待に係る通告については、平成19年の児童虐待防止法の改正により、児童相談所が同法第6条第1項の規定による通告又は市町村若しくは都道府県の設置する福祉事務所からの送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、その子どもとの面会その他の手段によりその子どもの安全の確認を行うための措置を講ずることとされ、安全確認措置の努力義務が義務に改められた(児童虐待防止法第8条第2項)。

(3) また、平成19年の児童福祉法改正により、市町村又は福祉事務所の長は、児童虐待防止法第8条の2の出頭要求、同法第9条第1項の立入調査又は法第33条の一時保護の実施が適当であると判断した場合に

5～7 略

8. 児童記録票の作成

(1) 児童記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。

(2)～(4) 略

第3節 調査

1～3 略

4. 調査事項

(1) 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には以下の事項が調査対象となる。

①～⑧ 略

(2) 法第25条の6において、児童相談所は、法第25条の規定による通告を受けた場合において必要があると認めるときは、速やかに、その子どもの状況の把握を行うものとされている。

特に児童虐待に係る通告については、児童相談所が児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告又は市町村若しくは都道府県の設置する福祉事務所からの送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、その子どもとの面会その他の手段によりその子どもの安全の確認を行うよう努めなければならないこととされている。(児童虐待防止法第8条第2項)



改正後

現行

は、その旨を都道府県知事等又は児童相談所長に通知するものとされたことから、当該通知があった場合においても、適切な対応を講ずる必要がある。

なお、都道府県知事等は、当該通知に係る措置の実施状況について、都道府県児童福祉審議会（法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会。同条第1項ただし書きに規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。市町村に設置されるものを含む。以下同じ。）に報告しなければならないこととされている。

5. 調査の方法

(1)～(3) 略

(4) 保護者への出頭要求

① 対象となる事例

児童虐待防止法第8条の2の規定に基づく都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）による出頭要求は、特に、児童相談所の家庭訪問等によっても長期間児童の姿を確認できない事例や呼びかけに対し全く応答がなく安否を確認できないような事例について、有効な安全確認の選択肢の一つとなると考えられるため、積極的に活用することとされたい。

出頭要求を行う際には、保護者がこの出頭要求に応じない場合、同法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じるものとされていることから、保護者がこれに応じない場合の対応を考慮しながら、その必要性を判断する必要がある。同法第8条の2の出頭要求は、あくまでも安全確認の選択肢の一つであり、児童虐待が行われているおそれがあると認められるとともに、緊急に児童の安全確認を行う必要があるなどの場合には、直ちに同法第9条第1項の立入調査を行うことも可能である。

なお、一度出頭要求に応じたことから安全確認ができた後において、再度虐待のおそれが生じた場合においても、改めて本出頭要求を行うことが妨げられるものではないことに留意されたい。

② 出頭要求の方法

保護者に対する出頭要求の告知は、原則として、直接職員が告知書を交付することで行うとともに、できる限りその受領証を徴することとし、その経過を記録する。保護者が出頭要求の告知書の受領を拒否した場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱うこととし、この場合においては、当該拒否の状況について適切に記録す

5. 調査の方法

(1)～(3) 略

る。

また、職員が保護者の住居を訪問しても、呼びかけにまったく応じないような事例については、保護者が長期間不在であることが明確である等の告知書を受領し得ない客観的状況にある場合を除き、出頭要求の告知書を封筒に入れた上、郵便受箱、郵便差入口等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で確実に記録する。この場合、当該封筒に出頭要求の告知書が含まれることが推察できるよう、事前に告知書の送達のため訪問する旨を電話により連絡し、若しくは告知書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れる旨の玄関先での呼びかけ等を行い、又は告知書が含まれる旨を当該封筒に記載する。こうした対応によっても保護者が出頭しない場合には、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

③ 出頭要求の告知書

告知書においては、

- ・ 出頭を求められる者の住所、氏名及び生年月日
- ・ 出頭を求める日時及び場所
- ・ 同伴すべき児童の氏名、生年月日及び性別
- ・ 出頭を求める理由となった事実の内容
- ・ 保護者が出頭を求める日時での出頭が困難な場合における対応

・ 出頭要求に応じない場合、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなる旨及び当該立入調査を正当な理由なく拒否した場合には罰金に処せられることがある旨

・ その他必要な事項

について記載する（別添1参照）。

出頭を求める日時は、迅速な対応の確保及び各自治体ごとに定めた虐待通告に係る安全確認の所定時間との均衡も踏まえつつ、速やかに安全確認を行う観点から、個別の事案に応じて特定の日時を設定する。ただし、やむを得ない理由により保護者等による当該日時における出頭が困難と認められる場合には、速やかに安全確認を行うことを十分考慮しつつ、当該保護者からの申し出に応じて出頭を求める日時を調整することとして差し支えない。

また、出頭を求める場所は、当該児童の所在地を管轄する児童相談所が基本となると考えられるが、保護者の心身の状況等に鑑み、児童相談所以外の市役所その他の場所とすることも差し支えない。

改正後

現行

④ 出頭要求に応じない場合の対応

保護者が出頭要求に応じない場合には、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、速やかに、児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる。

なお、②で述べたような出頭要求の告知書の受領を拒否する、訪問しても応答がない事例については、出頭要求に応じないものとして取り扱う。

⑤ 記録のあり方

出頭要求に応じない場合、当該事実が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講じる理由となること、また、同立入調査に応じない場合には、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索の実施対象となることもあり得、その場合、同項の許可状を裁判官に請求する際、併せて当該事案に係る経過を示す必要があることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、報告書（作成した職員の署名（記名）押印のあるものをいう。以下同じ。）を作成する。

(5) 立入調査

① 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。

また、児童虐待防止法第9条第1項の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、正当な理由がないのにその執行を拒否した場合、同条第2項により適用される法第61条の5の50万円以下の罰金に処することとされているが、立入調査の実効性を高める観点から、立入調査を実施するに当たっては、正当な理由がないにもかかわらず立入調査を拒否した場合には罰金に処せられることがある旨を、可能な限り保護者に対して告知する。その際には、当該立入調査を拒否した場合、同法第9条の3第1項の臨検又は捜索が行われる可能性がある旨も併せて告知する。

さらに、上記の告知をしたにもかかわらず、立入調査に応じない状況があれば、その場において、立入調査を拒否したものと認める旨を言い渡すこととする。

なお、拒否したかどうかが不明確なままでは、同法第9条の2の

(4) 立入調査

ア 法第29条に規定する立入調査は、法第28条に定める承認の申立を行った場合だけでなく、虐待や放任等の事実の蓋然性、子どもの保護の緊急性、保護者の協力の程度などを総合的に勘案して、法第28条に定める承認の申立の必要性を判断するために調査が必要な場合にも行えることに留意する。

また、児童虐待防止法第9条の規定では、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときに子どもの住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問させることができること、同条第2項において、立入り及び調査又は質問を正当な理由なく拒否をした場合等については、必要に応じて法第62条第1号の規定の活用を図ること。

改正後

現行

再出頭要求や④で述べる告発のいずれにも移行することが困難となることから、拒否した状況を明確にし、記録しておくことが必要であることに十分留意されたい。

② 立入調査の必要がある場合には、都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）の指示のもとに実施する。

③ 立入調査が拒否された場合において、当該拒否について正当な理由がないと認められるときは、告発の可否を検討するとともに、原則として、速やかに、児童虐待防止法第9条の2の再出頭要求の手続に移行する。

なお、特に、立入調査の拒否の態様やそれまでの経過等も勘案し、当該保護者の行為が悪質であると認められる場合には、当該保護者について管轄警察署に告発することを検討する。

告発については、事前に管轄警察署等とよく協議した上で行うこととし、このためにも日常的に警察との連携に努めるべきである。

④ 告発とは、告訴権者以外の第三者から捜査機関に対してなされる犯罪事実の申告及びこれに基づく犯人の処罰を求める意思表示をいうが、適切にこれを行うとともにその経過を記録する等の観点から、正当な理由なく立入調査を拒否した具体的事実や被告発人の処罰を求める旨を記載した告発状を提出することにより、これを行う（別添2参照）。

その際には、併せて、告発に至る経緯や具体的事実を証する疎明資料として、児童記録票その他の調査記録、住居の写真、児童の居住を証するための児童の住民票の写し、立入調査の実施状況に係るビデオ等による音声や画像の記録、出頭要求や立入調査の実施状況に関する報告書の写し等を添付して提出する。

なお、告発がなされた場合には警察において捜査が開始されることにかんがみ、告発の取消を要する事態とならないよう、告発する前の段階において、具体的事案に応じて、提出する予定の告発状や疎明資料を提示するなどして、立入調査を行う場所を管轄する警察署と協議をされたい。

⑤ 告発状が受理された後においては、通常、当該事件の捜査のため職員の事情聴取や資料の提出が求められることとなるので、積極的に協力する。

なお、捜査の結果に基づき、起訴又は不起訴の処分が行われたときは、検察官から告発をした者に処分結果が通知され、不起訴とし

イ 立入調査の必要がある場合には、都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長）の指示のもとに実施する。

改正後

た場合には、告発人の請求に基づき、その理由が開示されるので、留意されたい。

⑥ 立入調査、臨検又は搜索等に当たっては、必要に応じ、市町村に対し関係する職員の同行・協力を求める。また、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、必要に応じ、児童虐待防止法第10条により警察に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を最優先した臨機応変の対応に努める。

なお、警察への援助の依頼については、第7章第14節「6. 虐待事例等における連携(3)立入調査、臨検又は搜索等における連携」を参照すること。

⑦ 立入調査が拒否された場合においては、管轄警察署への告発だけでなく、児童虐待防止法第9条の2の保護者への再出頭要求や同法第9条の3第1項の臨検又は搜索の実施対象となることもあり得ることから、児童記録票その他の調査記録を適切に作成、保管しておくとともに、(4)の⑤と同じく、立入調査の状況やこれに至る経緯について、報告書を作成する。

⑧ 立入調査に当たっては、その後の家庭裁判所における審判や④の告発の際の事実関係の確認に資するため、必要な範囲において写真やビデオあるいはスケッチ等を含め具体的、詳細な調査記録の作成を行うとともに、関係書類等の入手・保存に努める。

⑨ 略

(6) 保護者への再出頭要求

児童虐待防止法第9条の2の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。）の出頭要求（同法第8条の2の出頭要求が行われていない場合を含め、以下「再出頭要求」という。）の趣旨、内容は同法第8条の2の出頭要求と同様であるが、再出頭要求は、正当な理由なく同立入調査を拒否したことが要件とされていることに留意されたい。

再出頭要求の方法等については、出頭要求と同様に行うこととし、(4)を参考に告知書の記載や手続、記録の作成を行うこととする（別添3参照）。

なお、裁判官の許可状を得た上で行う同法第9条の3の臨検又は搜索は、再出頭要求が行われ、保護者がこれに応じないことが要件とされていることから、同条の臨検又は搜索を行う必要があると思料され

現行

ウ 立入調査に当たっては、必要に応じ、市町村に対し関係する職員の同行・協力を求める。また、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、必要に応じ、児童虐待防止法第10条により警察に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を最優先した臨機応変の対応に努める。

なお、警察への援助の依頼については、第7章第14節「5. 虐待事例等における連携(3)立入調査における連携」を参照すること。

エ 立入調査に当たっては、その後の家庭裁判所における審判等における事実関係の確認に資するため、必要な範囲において写真やビデオあるいはスケッチ等を含め具体的、詳細な調査記録の作成を行うとともに、関係書類等の入手・保存に努める。

オ 略

る場合、当該再出頭要求が実施される必要がある。

(7) 臨検、搜索等

① 対象となる事例

児童虐待防止法第9条の3第1項の規定による都道府県知事等（児童相談所長に権限が委任されている場合は児童相談所長。以下この(7)において同じ。）の臨検又は搜索は、特にネグレクトのように児童を直接目視できず児童の状況自体把握できないような場合に活用されることで、児童の安全の確認又は安全の確保が行われることが想定されている。

この「臨検」又は「搜索」は、双方とも強制処分として行うものであり、「臨検」とは住居等に立ち入ることをいい、「搜索」とは住居その他の場所につき人の発見して捜し出すことをいう。これらの臨検又は搜索は、物理的実力の行使を背景に、対象者の意思に反しても直接的に児童の安全確認又は安全確保をしようとするものであり、同法第9条第1項の立入調査が、これを拒んだ者に対する罰則を定めることで、間接的に調査の実効性を担保しようとするのと異なるものである。

なお、臨検又は搜索は、同法第9条第1項の立入調査を実施したにもかかわらず頑なに立ち入りを拒否されるようなケースについて、例外的に行うことが想定されており、迅速な安全確認が要請されている状況にあるところ、まずは、当該立入調査を実効的に行うことにより、児童の安全確認又は安全確保が行われるよう努められたい。

② 臨検又は搜索の要件

ア 立入調査等の実施

臨検又は搜索は、児童虐待防止法第8条の2第1項の出頭要求を受けた保護者又は同法第9条第1項の立入調査を受けた保護者が、同法第9条の2の再出頭要求に応じないことが要件とされている。

イ 児童虐待が行われている疑いがあること

臨検又は搜索は、アの保護者による立入調査の拒否等の経過を経た上で、「児童虐待が行われている疑いがある」ときに行われる必要がある。

ウ 裁判所の裁判官による許可状の発付

臨検又は搜索は、ア、イの要件を満たした上で、管轄の裁判所の裁判官が発する許可状を得て初めて可能となるものであり、裁

改正後

現行

- 判官への許可状の請求が必要である。
- ③ 裁判官に対する許可状の請求等
- ア 許可状の請求
- 臨検又は捜索に係る許可状は、臨検しようとする児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官に対してこれを請求する。
- 請求先の窓口等については、各地の裁判所から連絡されることとなっている。
- 臨検又は捜索に係る許可状の円滑な請求が可能となるよう、当該請求の際に弁護士等の専門家や警察官OBによる助言等を得ることができる体制を整えておくことが適当である。
- こうした体制強化については、本指針第6章第3節「児童虐待防止対策支援事業」に記載している
- ・ 法的対応機能強化事業
  - ・ スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業
  - ・ 一時保護機能強化事業
  - ・ 24時間・365日体制強化事業
- などの積極的な活用を図られたい。
- イ 請求書の様式等
- 裁判官への許可状の請求は書面により行う（別添4参照）。
- なお、日没以降の夜間に臨検又は捜索を行う必要がある場合には、当該夜間執行について、併せて請求する必要があることに留意されたい。また、許可状の有効期間が超過し失効した場合であって、特にやむを得ない理由があるときは、裁判官に対し、許可状の再請求をすることができる。
- 許可状を請求する場合には、児童虐待防止法第9条の3第3項の規定により、児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料等を添付することとされている。このため、以下を参考に、請求書に資料を添付して提出することとされたい。
- なお、裁判官が、許可状を発し、又は許可状の請求を却下したときは、速やかに、許可状の請求書とともに添付資料も返還されることとなる。
- (7) 児童虐待が行われている疑いがあると認められる資料
- 当該資料としては、近隣住民や保育所等の関係機関からの聞き取り調書、市町村における対応録の写し、児童相談所における記録（児童記録表その他の調査記録）などが考えられ

改正後

現行

る。  
なお、近隣住民等からの聞き取り調書については、供述者の署名押印があることが望ましいものの、供述者の署名押印のないものであっても、そのことだけの理由で資料から排斥されるものではない（この場合であっても聴取者の署名（記名）押印は必要である。）。

(イ) 臨検させようとする住所又は居所に当該児童が現在すると認められる資料

当該資料としては、当該児童の住民票の写し、臨検しようとする住居の写真（可能な場合、子ども用の玩具・遊具や洗濯物など当該住居での児童の生活を示す写真を含む。）などが考えられる。

(ウ) 保護者が児童虐待防止法第9条第1項の立入調査を拒むなどし、及び同法第9条の2の再出頭要求に応じなかったことを証する資料

当該資料としては、出頭要求や再出頭要求、立入調査の実施報告書の写しなどが考えられる。

(エ) その他

他に添付すべき資料としては、事案の概要を記した総括報告書、児童相談所長が都道府県知事等から権限委任を受けて許可状を請求する場合にはその根拠となる法令（地方自治法第153条第2項、各都道府県等で定める条例等）などが考えられる。

ウ 許可状の交付

許可状の請求を受けた裁判官は、臨検又は捜索に係る許可状発付の要件の有無を判断し、要件が具備されていると認められる場合には、都道府県知事等あてに許可状を交付することになる。

④ 処分を受ける者への許可状の提示

都道府県知事等は、当該許可状を臨検又は捜索を行う児童相談所の職員等に交付するとともに、当該児童相談所の職員等は、臨検又は捜索を行うに当たり、これらの処分を受ける者、すなわち臨検又は捜索の対象となる住居又は居所に実際に居住している者に提示しなければならない。

不在等のため処分を受ける者に許可状を示すことができないときは、児童虐待防止法第9条の9第1項又は第2項の規定により臨検又は捜索に立ち会う者に示さなければならない。



## 改正後

## 現行

なお、処分に着手した後、処分を受ける者が現れたときは、その者に改めて許可状を示すのが適当である。

また、許可状の提示は、相手方に記載内容を閲覧・認識しうる方法でなされるべきであるが、相手方が閲覧を拒絶するときは、そのまま執行に着手することができる。

## ⑤ 関係者への身分証明証の提示

児童相談所の職員等は、児童虐待防止法第9条の3第1項による臨検若しくは搜索又は同条第2項による調査若しくは質問(以下「臨検等」)をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## ⑥ 責任者等の立ち会い

児童相談所の職員等は、臨検又は搜索をするときは、当該児童の住所若しくは居所の所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又は同居の親族で成年に達した者を立ち合わせなければならない。

この場合において、これらの者を立ち合わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の地方公共団体の職員を立ち合わせなければならない。

なお、上記の所有者若しくは管理者又は同居の親族で成年に達した者が立ち会う場合であっても、手続の公正を担保する観点からは、当該臨検又は搜索に市町村等の地方公共団体の職員を立ち合わせることが適切である。

## ⑦ 臨検又は搜索に当たって可能となる処分等

## ア 解錠その他必要な処分

児童相談所の職員等は、臨検又は搜索をするに当たって必要があるときは、錠をはずし、その他必要な処分をすることができる。

この「その他必要な処分」の内容・方法は、児童の安全確認又は安全確保の目的のために必要最小限度において許容されるものであり、かつ、その手段・方法も社会通念上妥当なものである必要記録し、第三者に示すために極めて有効と考えられる。

## ⑧ 夜間の執行の制限

臨検又は搜索は、許可状に夜間でもすることができる旨の記載がなければ、日没から日の出までの夜間にはしてはならない。

このため、夜間に臨検又は搜索をしようとするときは、裁判官へ許可状を請求する際、その旨も併せて請求する必要がある。

なお、許可状に夜間でも臨検又は搜索をすることができる旨の記

## 改正後

## 現行

載がない場合であっても、日没前に臨検又は捜索に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

## ⑨ 警察への援助要請等

児童虐待防止法第9条第1項の立入調査と同様に、必要に応じ、児童や調査担当者に対する保護者等による加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、同法第10条の規定により、警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく適切な連携を行う。その際には、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変な対応をすべきである。

臨検又は捜索をするに当たって、錠をはずしその他必要な処分を行うことができることとされているが、これらの実力行使を伴う処分についても、警察官ではなく児童相談所の職員等が行うこととされていることから、十分な体制を整えるとともに、これらの行為についての保護者の抵抗もあり得ることから、児童や職員の安全に万全を期すためにも、警察との連携にも一層配意されたい。

また、臨検、捜索等を円滑に実施するためには、同法第9条第1項の立入調査と同様に、あらかじめ身分証明証を児童相談所の職員等に交付しておくことが望ましい。

## ⑩ 記録のあり方

許可状の請求をしたときは、請求の手續、許可状発付後の状況等を記録する。また、臨検又は捜索をしたときは、児童相談所の職員等は、これらの処分をした年月日及びその結果を記載した調書を作成し、立会人に示し、当該立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

## ⑪ 都道府県知事等への報告

児童相談所の職員等は、臨検、捜索等を終えたときは、その結果を都道府県知事等に報告しなければならない。

都道府県知事等は、都道府県等の児童福祉審議会に、臨検若しくは捜索又はこれに伴う調査、質問の実施状況を報告しなければならない。

## ⑫ 不服審査、行政事件訴訟

臨検等に係る処分については、行政手続法上の不利益処分の手続は適用されず、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。）上の不服申立てをすることができないとされている。また、行政事件訴訟法第37条の4の規定による差止めの訴えも提起することができない。

## 改正後

## 現行

(8) その他  
略

## 6. 記録及び社会診断

(1) 調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにする。また、個別の手続ごとの記録の在り方については、本指針におけるそれぞれの項目の記述を参照されたい。

(2)～(3) 略

第4節 診断  
略

## 第5節 判定

1 略

2. 判定の方法

(1) 略

(2) 過去、警察の捜査状況をもって虐待はないと判断した事例があったが、警察の捜査は虐待の事実認定を行うものではないことから、警察と連携を図りつつも、児童相談所自らが実施する福祉的側面からの調査に基づき判定を行う必要があることに留意する。

(3) 略

3 略

## 第6～7節 略

## 第4章 援助

## 第1節 援助の種類

(1) 略

(2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法第5条(児童相談所長が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求)又は第6条(都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する異議申し立て)に基づき不服申し立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第57条により保護者等に対し、不服申し立ての方法等について教示しなければならない。行政

(5) その他  
略

## 6. 記録及び社会診断

(1) 調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにする。

(2)～(3) 略

第4節 診断  
略

## 第5節 判定

1 略

2. 判定の方法

(1) 略

(2) 略

3 略

## 第6～7節 略

## 第4章 援助

## 第1節 援助の種類

(1) 略

(2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(児童相談所長が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求)又は第6条(都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する異議申し立て)に基づき不服申し立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第57条により保護者等に対し、不服申し立ての方法等について教示し

改正後

処分としての措置は、原則として文書により通知する。

(3)～(4) 略

第2節 在宅指導等

2. 措置による指導

(1)～(5) 略

(6) 保護者等に対する指導について

ア 略

イ この場合において保護者が当該指導を受けないときは、都道府県知事等は、当該保護者に対し、当該指導を受けるよう勧告を行うことができることとされており、保護者指導の実効性を確保する観点から、当該勧告の活用について積極的に検討すべきである。

なお、都道府県知事等が、児童虐待を受けた子どもについて、施設入所等の措置の解除の可否を判断するに際しては、保護者に対する指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴くこととされている。

また、平成19年の児童虐待防止法の改正において、保護者への指導の実効性を高めるとともに、児童の心身の安全や適切な養育環境の確保を図る観点から、都道府県知事の勧告に従わない場合にはさらなる措置を講じていくことを明確化するため、同法第11条第3項の規定により、都道府県知事の勧告について、保護者が従わない場合において必要があると認めるときは、都道府県知事が一時保護、法第28条第1項の強制措置（入所・里親委託）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。

さらに、この措置を講じてもなお、保護者が勧告に従わない事例も想定されることから、児童相談所長は、児童虐待防止法第11条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、法第33条の6の規定による親権喪失宣告の請求を行うものとされた。

なお、保護者指導に係る詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も参考とされたい。

ウ 略

現行

なければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。

(3)～(4) 略

第2節 在宅指導等

2. 措置による指導

(1)～(5) 略

(6) 保護者等に対する指導について

ア 略

イ この場合において保護者が当該指導を受けないときは、都道府県知事等は、当該保護者に対し、当該指導を受けるよう勧告を行うことができることとされており、保護者指導の実効性を確保する観点から、当該勧告の活用について積極的に検討すべきである。

なお、都道府県知事等が、児童虐待を受けた子どもについて、施設入所等の措置の解除の可否を判断するに際しては、保護者に対する指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴くこととされている。

ウ 略

改正後

現行

3 略

3. 訓戒、誓約措置

訓戒、誓約措置は子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。

第3節 里親

第3節 里親

1. 里親制度の意義

1. 里親制度の意義

里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることであり、児童相談所はその趣旨を十分理解し、本制度の積極的活用に努める。

里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための暖かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることであり、児童相談所はその趣旨を十分理解し、本制度の積極的活用に努める。

特に、父母が死亡した子どもや、父母が長期にわたって行方不明である子ども等については、里親委託措置を積極的に検討する。

特に、父母が死亡した子どもや、父母が長期にわたって行方不明である子ども等については、里親委託措置を積極的に検討する。

2～3 略

2～3 略

4. 里親による職業指導

4. 里親による職業指導

(1) 略

(1) 略

(2) 里親による職業指導は、あくまでも子どもの自立を支援することを目的として行われなければならない。したがって、子どもの労働力の搾取があってはならない。したがって、児童相談所としては、職業指導を行う里親の認定や里親による職業指導を実施するかどうかの判断等を慎重に行うことはもちろん、里親が職業指導を行う場合には、適宜に職場を訪問するなどして子どもが置かれている状況等を常に把握し、子どもが里親や職場の他の者から不当な扱いを受けることのないよう十分注意する。

(2) 里親による職業指導は、あくまでも子どもの自立を支援することを目的として行われなければならない。職業指導の名を借りた子どもの労働力搾取がなされるようなことがあってはならない。したがって、児童相談所としては、職業指導を行う里親の認定や里親による職業指導を実施するかどうかの判断等を慎重に行うことはもちろん、里親が職業指導を行う場合には、こまめに職場を訪問するなどして子どもが置かれている状況等を常に把握し、子どもが里親や職場の他の者から不当な扱いを受けることのないよう十分注意する。

5. 子どもの委託

5. 子どもの委託

(1)～(7) 略

(1)～(7) 略

(8) 委託後、何らかの事情で他の里親へ委託するなど、措置の内容を変更する場合には、子どもにとって精神的負担が大きく、心的外傷体験を引き起こす危険性があることから、子どもへの影響に十分配慮しつつ行うことが必要である。

(8) 委託後、何らかの事情で他の里親へ委託するなど、措置の内容を変更する場合には、子どもにとって精神的負担が大きく、心的外傷体験になる危険性があることから、子どもへの影響に十分配慮しつつ行うことが必要である。

6～9 略

6～9 略

改正後

現行

10. その他

①～⑦ 略

⑧ 平成17年3月25日雇児福発第0325002号「里親家庭への保護を要する子どもの委託の促進について」

⑨ 平成18年4月3日雇児発0403001号「里親委託推進事業の実施について」

第4節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託

1. 措置の決定等

(1) 児童福祉施設又は指定医療機関（以下この節において「児童福祉施設等」という。）への入所措置又は委託（以下この節において「措置」という。）は、一般に「相談～調査・診断～判定～（一時保護）～援助～終結」と続く一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判断に基づき行う。

(2)～(6) 略

(7) 平成16年児童福祉法改正法により乳児院及び児童養護施設の年齢要件が見直され、乳児院については、「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には幼児（概ね2歳未満の幼児に限定されない）を、児童養護施設については、「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には乳児を、それぞれ入所させることができることとされた。

乳児院における「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

ア 子どもに疾病や障害があり、引き続き乳児院で処遇することが適当であると判断される場合（疾病や障害の内容・程度に鑑み、医療機関や障害児施設において対応するのが適当な場合は除かれる。）

イ 保護者の家庭環境が整備され、ほどなく家庭に引き取られることが明らかな場合や、近々に里親委託や養子縁組成立が見込まれる場合

ウ きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合

等のケアの連続性への配慮が求められる場合等が考えられ、児童養護施設における「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

ア きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合

イ 小学校就学後も家庭等に引き取られる見込みが極めて低い場合

10. その他

①～⑦ 略

⑧ 平成18年4月3日雇児発0403001号「里親委託推進事業の実施について」

第4節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託

1. 措置の決定等

(1) 児童福祉施設又は指定医療機関（以下この節において「児童福祉施設等」という。）への入所措置又は委託（以下この節において「措置」という。）は、一般に「相談～調査・診断～判定～（一時保護）～援助～終結」と続く一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判断に基づき行う。

(2)～(6) 略

(7) 従来、乳児院は、乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の子どもを含む。）を、児童養護施設は、乳児を除く子どもをそれぞれ入所の対象としていたところであるが、乳児院に入所した児童がおおむね2歳を迎えると児童養護施設への措置変更を行わざるを得ず、愛着形成が重要な局面にある一方で、環境への適応能力が不十分な時期に生活環境の大きな変化を経験させることとなるため、子どもの健やかな成長に深刻な影響を及ぼす場合があることが指摘されていたところである。

このため、平成16年児童福祉法改正法により乳児院及び児童養護施設の年齢要件が見直され、乳児院については、「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には幼児（概ね2歳未満の幼児に限定されない）を、児童養護施設については、「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には乳児を、それぞれ入所させることができることとされた。

乳児院における「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

ア 子どもに疾病や障害があり、引き続き乳児院で処遇することが適当であると判断される場合（疾病や障害の内容・程度に鑑み、医療機関や障害児施設において対応するのが適当な場合は除かれる。）

イ 保護者の家庭環境が整備され、ほどなく家庭に引き取られることが明らかな場合や、近々に里親委託や養子縁組成立が見込まれる場合

改正後

等のケアの連続性への配慮が求められる場合等が考えられる。

乳児院又は児童養護施設への入所又は継続入所の判断は、職員との愛着関係の形成状況を始めとする子どもの状況や家庭環境の状況、保護者や施設長の意見等を踏まえ、児童相談所長が総合的に判断すべきものであるが、上記のような具体的な例を含め、「子どもの最善の利益」に資すると考えられる場合に限り、乳児院への入所及び入所継続措置並びに児童養護施設への入所措置を行うこと。

なお、児童養護施設への乳児の措置については、

ア 看護師による適切なケアが受けられること

イ 乳児院で行われている養育の内容（定時の授乳やおむつ交換等）が行われること  
に十分留意する。

(8) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、入所させようとする児童福祉施設等の名称、所在地、施設の特徴、措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について子どもや保護者に連絡する。また、子どもが有する権利や施設生活の規則等についても子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明するとともに、子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることを連絡し、施設における苦情解決の仕組みや社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申し出などについても説明をする。

なお、これらの説明を行う場合には、当該施設等の写真やパンフレット等を活用するなど、わかり易い媒体手段を工夫するとともに、必要に応じ事前に子どもや保護者に当該施設等を見学させるなど、子ども、保護者の不安を軽減するための十全の配慮を行うこと。また、既に一部都道府県で行われているいわゆる「児童の権利ノート」の活用等も考えられること。

現行

ウ きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合

等のケアの連続性への配慮が求められる場合等が考えられ、児童養護施設における「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

ア きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合

イ 小学校就学後も家庭等に引き取られる見込みが極めて低い場合等のケアの連続性への配慮が求められる場合等が考えられる。

乳児院又は児童養護施設への入所又は継続入所の判断は、職員との愛着関係の形成状況を始めとする子どもの状況や家庭環境の状況、保護者や施設長の意見等を踏まえ、児童相談所長が総合的に判断すべきものであるが、上記のような具体的な例を含め、「子どもの最善の利益」に資すると考えられる場合に限り、乳児院への入所及び入所継続措置並びに児童養護施設への入所措置を行うこと。

なお、児童養護施設への乳児の措置については、

ア 看護師による適切なケアが受けられること

イ 乳児院で行われている養育の内容（定時の授乳やおむつ交換等）が行われること  
に十分留意する。

(8) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、入所させようとする児童福祉施設等の名称、所在地、施設の特徴、措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について子どもや保護者に連絡する。また、子どもが有する権利や施設生活の規則等についても子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明するとともに、子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることを連絡し、施設における苦情解決の仕組みや社会福祉協議会に設置される運営適正化委員会への苦情の申し出などについても説明をする。

なお、これらの説明を行う場合には、当該施設等の写真やパンフレット等を活用するなど、わかり易い媒体手段を工夫するとともに、必要に応じ事前に子どもや保護者に当該施設等を見学させるなど、子ども、保護者の不安を軽減するための十全の配慮を行うこと。また、既に一部都道府県で行われているいわゆる「児童の権利ノート」の活用等も考えられること。

改正後

(9)～(14) 略

2. 入所中の援助

(1)～(5) 略

(6) 懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる場合

児童福祉施設の長は、監護・教育・懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採ることができるが、懲戒に関する権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、児童福祉施設の職員は、入所している子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、また、児童福祉施設の職員から虐待を受けた子どもは、法第25条の通告の対象となるものである。

入所している子どもやその保護者から、懲戒に係る権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや法に基づく通告を受けたときには、あくまで客観的事実の把握に努め、事実に基づく対応をしなければならない。

その際、その子どもの最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子どもの一時保護、措置変更を行うとともに、援助上の問題について施設に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて児童福祉施設に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等の行った指導又は助言について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の3第3項により、児童福祉施設は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。

また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、苦情の解決に当たっては、都道府県等の本庁と緊密な連携を図るとともに、施設運営、法人運営について都道府県知事等が改善の勧告や事業の停止命令等の行政処分を検討する際には、児童相談所は子どもの権利擁護の観点から適切な対処に心掛ける。

(7) 削除

現行

(9)～(14) 略

2. 入所中の援助

(1)～(5) 略

(6) 懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる場合

児童福祉施設の長は、監護・教育・懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採ることができるが、懲戒に関する権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、児童福祉施設の職員は、入所している子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、また、児童福祉施設の職員から虐待を受けた子どもは、法第25条の通告の対象となるものである。

入所している子どもやその保護者から、懲戒に係る権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや法に基づく通告を受けたときには、あくまで客観的事実の把握に努め、事実に基づく対応をしなければならない。

その際、その子どもの最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子どもの一時保護、措置変更を行うとともに、援助上の問題について施設に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて児童福祉施設に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等の行った指導又は助言について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の3第3項により、児童福祉施設は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。

また、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律（平成12年法律第11号）の施行に伴い、苦情解決の仕組みが整備されたことから、問題の解決に当たっては、都道府県等の本庁と緊密な連携を図るとともに、施設運営、法人運営について都道府県知事等が改善の勧告や事業の停止命令等の行政処分を検討する際には、児童相談所は子どもの権利擁護の観点から適切な対処に心掛ける。

(7) 施設入所中の子どもに関する面会、電話、文書等への対応

① 入所している子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、法第47条第2項に規定する施設長の監護、教育、懲戒に係る権限に基づき行われるが、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から行われる必要がある。

② 児童虐待防止法第12条において、法第28条の規定により家庭裁判所



改正後

現行

(7) 面会・通信の制限

① 対象となる事例

児童虐待防止法第12条により、施設入所等の措置（法第27条第1項第3号の措置）が採られ、又は一時保護（法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護）が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び児童が入所する施設の長は、児童虐待を行った保護者に対し、児童との面会・通信を制限することができる。

② 制限する面会・通信の範囲

児童虐待防止法第12条第1項第1号の「面会」及び同項第2号の「通信」の内容はそれぞれ次のとおりである。

ア 面会

例えば、児童が保護されている住所、居所（児童相談所、一時保護所、施設、里親宅）等に対する訪問、押しかけ等がこれに該当する。

イ 通信

の承認のもと保護者の意に反して入所した子どもについては、子どもに対する保護者の監護権や居所指定権などの親権が制限されており、児童相談所長又は施設長は面会又は通信の制限ができることとされている。

③ 親権を行う者の同意のもとに入所している子どもについて、子どもにとって最善の方法として面会や電話などを控える必要がある場合については、その必要のあることを説明する。それでも納得せず強引に面会を強要し、入所についての同意を撤回する等の場合には、施設長の連絡により、児童相談所長は、入所中であっても一時保護委託に切り替え、法第28条の規定に基づく申立てを行い、家庭裁判所の決定によって再度入所の措置をとる。

児童虐待防止法第12条の2においても、児童虐待を受けた子どもについて親権を行う者の同意のもとに施設入所等の措置が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができることが規定されている。

改正後

現行

例えば、児童が保護されている住所、居所（児童相談所、一時保護所、施設、里親宅）等に対する手紙、FAX、宅配便等の送付、電話、電子メール等がこれに該当する。

③ 面会・通信制限の位置付け及び制限の方法等

ア 面会・通信制限の位置付け

児童虐待防止法上、児童相談所長、施設長のいずれもが面会・通信を制限することができることとされているが、当該制限は行政処分に該当すると考えられることから、行政手続法等の対象となるものである。面会・通信制限については、児童虐待防止法第12条に基づく行政処分としての位置づけを持たず「指導」として行うものもあり得ることから、行政処分又は指導のどちらの位置づけで行うべきかについて実状に応じて判断し、対応する。

イ 制限の方法

行政処分としての面会・通信制限を行うときは、行政手続法第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与することが必要とされているとともに、同法第14条、第29条第1項及び第30条の規定により、書面により、根拠条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を提示することが必要とされている。ただし、後述するような夜間等の緊急の場合に当該制限を行う場合には、同法第13条第2項第1号の規定により、弁明の機会の付与の手続を省略して差し支えない。

なお、強制入所等（法第28条の規定による施設入所等の措置をいう。以下同じ。）の事案であって、児童虐待防止法第12条の4による接近禁止命令を発する可能性のあるものについては、本法の規定に基づき行政処分として面会及び通信の全部を制限していることが、同命令を発する要件とされていることを十分考慮されたい。

施設長が、指導にとどまらず、児童虐待防止法第12条の規定により行政処分として面会・通信制限を行うことについては、

- ・ 一般的には、児童相談所長が当該制限を行うことで足りると考えられること
- ・ 面会・通信の全部が制限されていることが同法第12条の4第1項の規定による罰則を伴う接近禁止命令の要件となること等から慎重になされるべきであり、当該制限の必要がある場合には、児童相談所長がこれを行う。

しかしながら、児童が施設に保護されている場合であって、夜

改正後

現行

間等で児童相談所長が行政処分としての制限を行う暇のない緊急の事例に該当するときは、必要に応じて、施設長が短期間の期限を設定し、書面により行政処分としての制限を行うこと（別添7参照）。ただし、当該書面において、当該面会・通信制限の要件に該当する事実など面会・通信制限の処分の理由を正確に把握し、記述する時間的余裕がない場合には、行政手続法第14条の規定により、事後、相当の期間内に、これを書面で示すことが必要とされている。

施設長が行政処分としての制限を行った場合、施設長は、事後速やかに児童相談所長に、児童虐待防止法第12条第2項の規定に基づき、当該制限を行うに至った経緯、理由、状況等を書面により通知することとし、これを受けて、児童相談所長は、施設長により設定された面会・通信制限の期限を踏まえつつ、当該制限を継続する必要があるれば、保護者に対し弁明の機会を付与した上で、書面により制限を行う。

児童相談所長は、施設に入所している児童に係る面会・通信制限の実施又は解除を行うに当たっては、施設長又は里親と十分協議し、その意見を踏まえた上で、これを行うこととするともに、当該制限の実施又は解除を行った場合、その旨を当該施設長又は里親に連絡する。

また、児童相談所長は、制限の実施又は解除を行った場合、都道府県知事にその旨を通知する。施設長から制限の実施又は解除を行った旨の通知があったときも、同様に都道府県知事に通知する。

ウ 面会・通信制限の決定通知書の記載事項

面会・通信制限の決定通知書には、次の事項を記載する（別添5参照）。

(ア) 制限を行う根拠及び制限事項

児童虐待防止法第12条第1項に基づき、同項第1号及び第2号に掲げられた面会又は通信の行為の全部又は一部について制限する旨を記載する。

(イ) 制限を受ける者

制限を受ける者の住所、氏名、生年月日を記載する。

(ウ) 制限する理由

当該制限を行う理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

改正後

現行

- (エ) 対象となる児童  
児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。  
なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため  
必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとし  
て差し支えない。
- (オ) 連絡先住所、電話番号等  
制限を行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載  
する。
- (カ) 注意事項  
行政不服審査法上の不服申立てができる旨及び申立先等を教  
示する。
- ④ 面会・通信制限の解除
  - ア 解除の検討  
面会・通信制限については、その必要性がないと認める場合に  
は、速やかに当該制限を解除することとし、少なくとも概ね6ヶ  
月ごとに、当該制限の必要性について検討する。
  - イ 解除の方法  
面会・通信制限を行政処分として実施する場合、手続の適正を  
担保するため、当該処分の解除については、書面で保護者に通知  
する。  
なお、後述する接近禁止命令を発出している場合に、当該面会  
・通信制限を解除したときは、接近禁止命令の効力が失われるこ  
ととなることに十分留意する。また、③のイの記載どおり、制限  
を解除した場合、その旨を都道府県知事に通知する。施設長から  
制限を解除した旨の通知があったときも同様とする。
  - ウ 面会・通信制限の解除決定通知書の記載事項  
面会・通信制限の解除決定通知書には、次の事項を記載する(別  
添6参照)。
- (7) 制限を行った根拠及び解除される制限事項  
児童虐待防止法第12条第1項に基づき、同項第1号及び第2  
号に掲げられた面会又は通信の行為の全部又は一部について行  
った制限について、解除する旨を記載する。
- (イ) 制限を受けている者  
制限を受けている者の住所、氏名、生年月日を記載する。
- (ウ) 制限を解除する理由

改正後

現行

当該制限を解除する理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

(エ) 対象となる児童

児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。  
なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は住所の記載を省略することとして差し支えない。

(オ) 連絡先住所、電話番号等

制限を解除する児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

⑤ 児童の住所又は居所の非開示

強制入所等が採られ、又は一時保護が行われている場合において、保護者に対して児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は児童の住所又は居所を明らかにしないものとされている。

非開示の方法に特段の規制はないが、事後の紛議等に備え、通知した年月日、当該処分の理由等を必ず記録する。

(8) 接近禁止命令

都道府県知事等は、児童に強制入所等の措置を行った場合であって、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる。

また、保護者が当該禁止命令に違反した場合、児童虐待防止法第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされている。

① 接近禁止命令の要件

次のいずれにも該当することが要件とされている。

ア 強制入所等が採られていること。

イ 児童虐待防止法第12条第1項に基づき、児童との面会及び通信の全部が制限されていること。

ウ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認められること。

② 聴聞手続

接近禁止命令を発する場合には、児童虐待防止法第12条の4第2項の規定により、聴聞を行わなければならないとされている。

聴聞は、都道府県知事等が、行政手続法第3章第2節の規定に従

改正後

現行

って行うものであるが、具体的な手続については、同法の規定によるほか、各自治体の聴聞規則等に基づいて行う。

③ 接近禁止命令の手法等

ア 接近禁止命令の内容

(ア) つきまとい

「児童の身边につきまとい」とは、保護者がしつこく児童の行動に追隨することをいう。

(イ) はいかい

「はいかい」とは、保護者が理由もなく児童の住居などその通常所在する場所の付近をうろつくことをいう。

この「はいかい」については、児童の住所若しくは居所、学校等のほか、通学路など児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路の付近についても行ってはならないとされている。また、児童本人が不在の場合であっても、その通常所在する場所の付近をはいかいすることは、具体的事実関係にもよるが、接近禁止命令に違反すると考えられる。

なお、「その通常所在する場所」については、保護者がはいかいをした時点において、その場所に児童が通常所在するかどうかによって、判断されると考えられる。

イ 期間設定の考え方

(ア) 期間

接近禁止命令は、6月を超えない期間を定めて行うこととされている。この場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条に規定する保護命令では、一律6月の期間設定がなされているが、児童虐待防止法においても、基本的に、命令の期間を6月と設定する。

ただし、保護者との関係、児童の状態等を慎重に判断した上で、接近禁止命令の必要性がなくなると認められる場合には、6月未満で解除することも考えられる。

命令の具体的な期間の設定については、その始期及び終期を定めることによりこれを行うこととし、その始期は命令書の作成日付と同日とする。また、6月の計算に当たっては、初日を算入する。

有効期間は、児童の保護のため特に必要がある場合には、6月を超えない期間を定めて更新することができるとされている

改正後

現行

が、この場合においても、聴聞の手続を経たうえで、再度命令を発する必要がある。

(イ) 命令の効力

命令は、保護者が命令を受けた時点でその効力を生じ、(ア)の期間の末日の経過をもってその効力を失う。

ウ 命令書の交付方法

接近禁止命令を行うときは、エで定める必要事項を記載した命令書を交付しなければならない。これは、命令に係る期間を更新する場合も同様である。

命令書は、命令を受ける保護者を呼び出して、直接交付することを原則とし、呼び出しに応じない場合は、保護者を訪問し、直接交付すること。その際には、命令を受ける保護者に対して、接近禁止命令に違反した場合には処罰されることがある旨を説明するとともに、できる限り命令書の受領書を徴する。

また、職員が保護者を訪問し命令書を直接交付しようと努めても、保護者が職員との接触を避けることなどにより、やむを得ずこれを行うことができない事例については、第3章第3節5(4)イに定める保護者が呼びかけに全く応じないような事例に係る出頭要求の告知書の取扱いと同様に、命令書を郵便受箱等の適切な箇所に差し入れ、その状況を写真等で記録するとともに、事前の電話連絡若しくは玄関先での呼びかけ又は当該命令書が含まれる旨の封筒への記載を行う。

なお、命令書の交付の状況（命令書の受取りを拒否された場合を含む。）については、必ず報告書を作成し、記録を保管する。

エ 命令書の記載事項、様式

命令書には、次の事項を記載する（別添8参照）。

(ア) 命令を行う根拠

命令を行う法令上の根拠を記載する。

(イ) 命令を受ける者

命令を受ける者の住所、氏名、生年月日を記載する。

(ウ) 命令の内容

児童虐待防止法第12条の4に基づく当該命令の内容として、都道府県知事等が特に必要と認める場合を除き、アのつきまとい又ははいかいをしてはならない旨を命じること。

(エ) 命令をする理由

命令をする理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ない

改正後

現行

ときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

(オ) 命令の有効期間

命令の有効期間を記載する。

(カ) 対象となる児童

児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。

なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

(キ) 連絡先住所、電話番号等

制限を行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

(ク) 注意事項

本命令（命令に係る期間が更新された場合の当該命令を含む。）に違反した場合、児童虐待防止法第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあることを明記しておく。

また、行政事件訴訟法の取消訴訟を提起することができる旨等を教示する。

④ 接近禁止命令の効力を失う場合

接近禁止命令の要件たる強制入所等の措置が解除、停止又は他の措置への変更がされた場合や、児童虐待防止法第12条第1項の面会・通信制限の全部又は一部が行われなくなった場合、当該命令はその効力を失うこと等とされている。

⑤ 接近禁止命令の必要性がなくなった場合の取消し方法

接近禁止命令をした場合において、その必要性がなくなったと認めるときは、当該命令を取り消すことが必要とされており、この場合、書面によりこれを行う。

命令の取消書においては、次の事項を記載する（別添9参照）。

ア 命令を取り消す根拠

命令を取り消す根拠法を記載する。

イ 命令を取り消される者

命令を取り消される者の住所、氏名、生年月日を記載する。

ウ 命令の内容

児童虐待防止法第12条の4に基づく当該命令の内容を記載する。

エ 命令を取り消す理由

命令を取り消す理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得な



改正後

現行

いときは、適宜の用紙に記載の上、添付して差し支えない。

オ 対象となる児童

児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。

なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとして差し支えない。

カ 連絡先住所、電話番号等

取消しを行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

⑥ 命令発出後の警察等関係機関との連携

ア 警察との連携

要保護児童対策地域協議会などの場を活用して、接近禁止命令違反認知時の対応等について協議を行っておく。

警察の対応窓口については、児童の住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課とし（指定都市、児童相談所設置市における場合も含む。）、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反の認知の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておくとともに、命令を発出し、又は命令を取り消した場合には、その旨を連絡する。

また、特に、児童が里親宅にいる場合には、児童虐待防止法第12条第3項の規定により児童の住所又は居所を非開示とするなど、必要に応じて里親の住所、氏名等が児童虐待を行った保護者に認知されないよう万全を期すとともに、保護者による里親等への加害行為が予想される事例については、パトロールの強化等必要な措置を依頼しておく。

イ 学校等関係機関との連携

児童が通学、通園する学校、幼稚園等への保護者の訪問、通学路等の付近のはいかにも想定されることから、学校等関係機関に対し、当該児童の保護者に接近禁止命令が発せられている旨及びその内容を説明するとともに、接近禁止命令違反を認知した場合の対応等を、あらかじめ十分協議しておく。また、必要に応じて、市町村、児童委員等関係機関の協力も得ることとする。

ウ 都道府県をまたぐ場合の措置

施設入所等の措置を行った場合で、措置を行った児童相談所を管轄する都道府県と異なる都道府県内に児童を保護する際には、児童の住所又は居所が管轄を超えることとなるため、当該措置を

改正後

現行

行った児童相談所長は、都道府県主管課（指定都市、児童相談所設置市においてはそれぞれの主管課。以下このウにおいて同じ。）に報告し、同主管課は児童の住居又は居所を管轄する都道府県主管課に当該接近禁止命令の内容、児童及び保護者の氏名等について連絡する。

また、連絡を受けた児童の住所又は居所を管轄する都道府県主管課は、児童の住所又は居所を管轄する都道府県警察本部少年担当課と、緊急時の対応、相互の連携体制、接近禁止命令違反認知時の際の対応等に関して、必要な事項を協議しておく。

また、上記の場合、警察以外の関係機関との連携も必要となることから、措置を行った児童相談所と現に児童が入所している施設等の所在地を管轄する児童相談所において、当該関係機関の連携について協議し、その結果を踏まえ、原則として後者の児童相談所がイの対応を行う。

エ 命令違反認知時の措置

保護者による命令違反を認知した場合は、速やかに警察に通報する。その際、保護者がつきまとい、はいかいをした状況をできる限り記録・証拠化しておく。

(9) 同意入所等の場合の一時保護等

児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等（施設入所等の措置であつて、法第28条の規定によるものを除く。以下同じ。）が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が児童の引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、同法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

なお、一時保護をしている子どもについては、児童虐待防止法第12条に基づき保護者に対する面会・通信の制限が可能であるが、家庭裁判所に対し法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立

なお、一時保護をしている子どもについて、家庭裁判所に対し法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立てた場合は、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生

改正後

て、かつ、児童虐待防止法第12条第1項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童の保護のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、特別家事審判規則第18条の2の規定による審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身辺につきまとい、又は子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいすることを禁止することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(1) 基本的事項

ア 略

イ 特に、措置の解除等について、保護者と子どもとの意向が異なる可能性がある場合には、子ども本人と面接し、その意向を聴取する等実情を十分調査する必要がある。その際、子どもの措置の解除等の後の援助についても十分考慮し、保護者、児童福祉施設等、福祉事務所等の長等と調整する必要がある。

児童虐待を理由として施設に入所した場合については、措置の解除に当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要がある。このため、その措置の解除に当たっては、保護者の状況が十分改善しているかどうかを勘案する観点から、都道府県知事は、施設入所等の措置を解除するに当たっては、児童虐待を行った保護者の指導に当たった児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該保護者に対し採られた措置の効果、児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果等を勘案しなければならないものとされた（児童虐待防止法第13条）。

なお、その詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を参考とされたい。

ウ～オ 略

(2)～(5) 略

4～5 略

現行

ずるまでの間、保護者について子どもとの面会又は通信を制限することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。

3. 措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

(1) 基本的事項

ア 略

イ 特に、措置の解除等について、保護者と子どもとの意向が異なる可能性がある場合には、子ども本人と面接し、その意向を聴取する等実情を十分調査する必要がある。その際、子どもの措置の解除等の後の援助についても十分考慮し、保護者、児童福祉施設等、福祉事務所等の長等と調整する必要がある。

児童虐待を理由として施設に入所した場合については、措置の解除に当たって、虐待を行った保護者に対する指導の進捗状況を踏まえて判断する必要がある。このため、その措置の解除に当たっては、保護者の状況が十分改善しているかどうかを勘案する観点から、実際に指導を行った児童福祉司等の意見を聴取しなければならないこととされている（児童虐待防止法第13条）。

ウ～オ 略

(2)～(5) 略

4～5 略

## 改正後

## 第5～6節 略

## 第7節 家庭裁判所送致

## 1. 法第27条第1項第4号の規定に基づく送致

(1)～(2) 略

(3) 家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる例として以下に掲げる場合がある。

① 略

② 児童自立支援施設入所児童等を少年法第24条第1項第3号の保護処分により少年院に入院させることが相当と認められる場合

③ 略

(4) 略

(5) (前略) このため、児童相談所においては、事件を家庭裁判所へ送致したかどうか等の結果について警察に直ちに通知 別添10 することが必要である。

2 略

## 第8節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

## 1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て

(1)～(5) 略

(6) この承認（措置の期間の更新に際しての承認を含む。）は家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類に規定する事項とみなされるから、申立てをするには家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）第2条及び特別家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第16号）第18条の規定に従い、申立ての趣旨及び事件の実情、法第27条第1項第3号の措置が適切である理由やその子どもに係る援助指針、施設入所後の自立支援計画などの書類（措置期間の更新の場合は保護者指導の効果（これまでの保護者指導措置の経過や保護者の現状等）などを明らかにする書類を含む。）とともに、証拠書類がある場合にはそれも添えて子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。（後略）

(7)～(11) 略

## 2. 親権喪失宣告の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て

(1)～(3) 略

## 現行

## 第5～6節 略

## 第7節 家庭裁判所送致

## 1. 法第27条第1項第4号の規定に基づく送致

(1)～(2) 略

(3) 家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる例として以下に掲げる場合がある。

① 略

② 14歳以上の児童自立支援施設入所児童等を少年法第24条第1項第3号の保護処分により少年院に入院させることが相当と認められる場合

③ 略

(4) 略

(5) (前略) このため、児童相談所においては、事件を家庭裁判所へ送致したかどうか等の結果について警察に直ちに通知 別添様式 することが必要である。

2 略

## 第8節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

## 1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て

(1)～(5) 略

(6) この承認（措置の期間の更新に際しての承認を含む。）は家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類に規定する事項であるから、申立てをするには家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）第2条及び特別家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第16号）第18条の規定に従い、申立ての趣旨及び事件の実情、法第27条第1項第3号の措置が適切である理由やその子どもに係る援助指針、施設入所後の自立支援計画などの書類（措置期間の更新の場合は保護者指導の効果（これまでの保護者指導措置の経過や保護者の現状等）などを明らかにする書類を含む。）とともに、証拠書類がある場合にはそれも添えて子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して行う。（後略）

(7)～(11) 略

## 2. 親権喪失宣告の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て

(1)～(3) 略

改正後

現行

- (4) なお、親権喪失宣告の請求についての審判があるまでの間、緊急に児童等を保護する必要がある場合には、家事審判規則第74条第1項に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立てを検討する。
- (5) この申立ては本来の親権喪失宣告事件が審理される家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。この際、申立ての趣旨及び実情として、親権の濫用又は著しく不行跡である状況を明らかにするとともに、緊急に親権を停止し子どもの安全を確保することの必要性を明らかにし、それを証明する書類がある場合にはそれを添付する。
- (6) 児童虐待防止法第11条第5項の規定により、児童相談所長は、同法第11条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、法第33条の6の規定による親権喪失宣告の請求を行うものとされている。このため、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も踏まえつつ、適切に親権喪失宣告の請求を行う。

3. 未成年後見人選任・解任の請求

(1) 未成年後見人選任

- ① 未成年後見人選任の請求は、親権を行う者及び未成年後見人がいない場合又はこれらの者が権限を行使することが事実上不可能なときの2つの場合に行う。
- ② これらに該当する児童等を単に保護する場合には選任を請求する必要はないが、特に財産管理の必要がある場合、養子縁組等の法律行為を行う場合には請求を行う。
- ③ この請求は、以下のように行う。なお、未成年後見人の選任の請求は、親権喪失宣告の請求と併せて行われることもあり得るが、その場合、必ずしも同時期にこれらの手続を進めることが求められているわけではないことから、事態の緊要度などを総合的に考慮した上で、親権喪失宣告の請求後の適切な時期に未成年後見人選任の請求を行いたい。

ア 申立権者

民法第840条の規定によって、家庭裁判所は、未成年被後見人又はその親族その他の利害関係人の請求によって、未成年後見人を選任することになるが、ここでは法第33条の7の規定により、児童相

- (4) なお、親権喪失の審判があるまでの間、緊急に児童等を保護する必要がある場合には、家事審判規則第74条第1項に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立てを検討する。

- (5) この申立ては本来の親権喪失事件が審理される家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。この際、申立ての趣旨及び実情として、親権の濫用又は著しく不行跡である状況を明らかにするとともに、緊急に親権を停止し子どもの安全を確保することの必要性を明らかにし、それを証明する書類がある場合にはそれを添付する。

3. 未成年後見人選任・解任の請求

(1) 未成年後見人選任

- ア 未成年後見人選任の請求は、親権を行う者及び未成年後見人がいない場合又はこれらの者が権限を行使することが事実上不可能なときの2つの場合に行う。
- イ これらに該当する児童等を単に保護する場合には選任を請求する必要はないが、特に財産管理の必要がある場合、養子縁組等の法律行為を行う場合には請求を行う。
- ウ この請求は、後見される児童等の住所地を管轄する家庭裁判所に所定の様式によって児童相談所長名で行う。

改正後

現行

談所長が申立てを行うことを想定している。

イ 申立ての対象となる家庭裁判所  
未成年後見人の選任請求に係る児童の住所地の家庭裁判所に申  
立てを行うものとされている。

ウ 申立書の記載事項  
申立書には、次の事項を記載する。  
(ア) 申立人（児童相談所長）の氏名、職名、児童相談所の所在地及  
び連絡時に用いる電話番号  
(イ) 事件本人（児童）の本籍、住所、氏名  
(ウ) 申立ての趣旨及び実情  
(エ) 取扱経緯  
(オ) 未成年後見人候補者  
(カ) その他必要な事項

なお、次の(2)の制度で想定されている事例等においては、未成  
年後見人候補者は、これを探しても見つからなかった場合、空欄に  
して申立てを行うことができる。この場合においては、候補者を探  
したが見つからなかった旨等の対応記録を明示した理由書を添付す  
る。

エ 添付書類  
次の資料を添付する。  
(ア) 事件本人（児童）の戸籍謄本及び住民票の写し  
(イ) 児童相談記録その他の調査記録  
(ウ) 未成年後見人の候補者の戸籍謄本等又は未成年後見人の候補者  
を掲げることができないことに係る上記ウ(オ)の理由書  
(エ) 関係者の陳述書  
(オ) その他申立書の内容を補完する資料

(2) 未成年後見人請求の間の親権の代行  
平成19年の児童福祉法の改正により、法第33条の7第2項の規定によ  
り、児童相談所長は、未成年後見人の選任の請求がされている児童等  
に対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行  
うものとされた。この具体的な取扱いについては、次のとおりとされた  
い。

① 想定される事例  
未成年後見人の選任の請求がなされている児童であつて、親権を行  
う者又は未成年後見人がおらず、施設入所中ではない事例を対象とし  
て想定している。具体的には、

改正後

現行

ア 児童に多額の財産があり、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童相談所長が財産の管理を行う必要がある場合  
イ 親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、医療行為が必要となり、児童相談所長が医療行為の同意をする必要がある場合  
 などが想定される。

② 縁組承諾に係る都道府県知事等の許可手続

児童相談所長が、未成年後見人の選任請求がなされている児童に対して親権を行っている場合に、縁組の承諾をしようとするときは、都道府県知事等の許可を得る必要があるとされている。このため、以下の事項を具し、都道府県知事等に対し許可の申請を行う。

ア 養子にしようとする児童の本籍、氏名、年令及び性別

イ 養親になろうとする者の本籍、住所、氏名、年令、性別及び職業

ウ 養親になろうとする者の家庭の状況

エ 縁組を適当とする理由

オ 養子及び養親の戸籍謄本

カ その他必要と認める事項

都道府県知事等は、縁組承諾の申請を受理したときは、当該縁組が適当であるかどうかを調査して、速やかに、許可の決定を行い、かつ、その旨を書類をもって通知しなければならない。

(3) 略

第5章 一時保護

第1～2節 略

第3節 一時保護所の運営

1～6 略

7. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

(1) 略

(2) 保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされている（昭和36年6月30日児発第158号）。

また、児童虐待防止法第12条の規定により、一時保護及び同意入所の場合にも、強制入所等の措置の場合と同様に、児童相談所長等は、児童

(2) 略

第5章 一時保護

第1～2節 略

第3節 一時保護所の運営

1～6 略

7. 子どもに関する面会、電話、文書等への対応

(1) 略

(2) 保護者等による虐待等のために保護者等の同意が得られずに一時保護した子どもについて、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、児童相談所長又は都道府県知事等が必要と認める場合には、子どもの親権を行う者又は未成年後見人の同意が得られない場合でも、また、家庭裁判所の決定によらない場合でも一時保護を行うことができるとされていることから（昭和36年6月30日児発第158号）、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

また、一時保護している子どもについて、家庭裁判所に対し法第28条

改正後

虐待を行った保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができるものとされた。あわせて、施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われている場合に、保護者に対して児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は児童の住所又は居所を明らかにしないものとされた。

このため、保護者等が面会や引取りを求めてきた場合には、これを拒む等、子どもの福祉を最優先した毅然とした対応を行う。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するのが適当である。

(3) 略  
8～10 略

第4～5節 略

第6章 事業に係る留意事項  
第1～2節 略

第3節 児童虐待防止対策支援事業

1 略  
2. 事業内容  
(1) 略

(2) 法的対応機能強化事業

保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士、警察官OB等による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。なお、弁護士等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。

イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。または、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

現行

第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立てた場合は、家庭裁判所は、審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもとの面会又は通信を制限することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。

なお、保護者等の強引な面会や引取りに対しては、必要に応じ、子ども又は担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、警察に対し、児童虐待防止法第10条に準じた対応を依頼するのが適当である。

(3) 略  
8～10 略

第4～5節 略

第6章 事業に係る留意事項  
第1～2節 略

第3節 児童虐待防止対策支援事業

1 略  
2. 事業内容  
(1) 略

(2) 法的対応機能強化事業

保護者からの反発や暴力を受けることや保護者とトラブルになることも多く、子どもの安全な身柄保護やそれ以降の継続援助が極めて困難になるため、弁護士による司法的な調整や援助を得ることにより、児童相談所の援助を円滑に行うことができるものとする。なお、弁護士等の役割は以下のとおり。

ア 児童相談所が児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行うものとする。

イ 法的申立を行うなど、司法的対応が必要となる場合には、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行うものとする。



改正後

現行

(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

高度な専門性をもった学識経験者や警察官OB等の実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。なお、学識経験者等の役割は、次に掲げるいずれかの業務を行うものとする。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）等に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、臨検又は捜索に係る許可状の請求等に当たって、その円滑な請求等が可能となるよう助言等を行うものとする。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、援助困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

(4) 一時保護機能強化事業

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員OB、教員OB、警察官OB、看護師及び心理士などによる一時保護対応協力員を配置し、的確な心身の状態把握・評価（アセスメント）を行い、一時保護中の子どもに適切な教育、医療的・心理的支援などを実施することにより、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次に掲げるいずれかの業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。

ア～エ 略

オ 疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応

(5) 24時間・365日体制強化事業

児童相談所は、児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援するこ

(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業

高度な専門性をもった学識経験者や実務経験者からの援助を受けることにより、児童相談所におけるスーパーバイズ・権利擁護機能を強化するものである。なお、学識経験者等の役割は以下のとおり。

ア 多問題家族、施設内虐待など高度な専門的対応や組織的な対応が必要となるケースについて、その家族及び施設入所中の子ども（一時保護中の子どもを含む。）に対し、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

イ 施設における援助状況の実態把握・評価や施設援助のあり方等に対する専門的技術的助言・指導等を行うものとする。また、施設における第三者評価事業と連携することにより、入所者の援助の向上等を図るものとする。

ウ 問題が複雑で援助方針や自立支援計画を立てるために専門的判断などが必要なケース等に対して専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

エ 虐待等による子どもの死亡事例を未然に防ぐとともに、子どもの権利擁護に関する意識を高めるため、援助困難事例における会議や死亡事例検証委員会等を開催するにあたっては、専門的技術的助言・指導等を行うものとする。

(4) 一時保護機能強化事業

一時保護所が有する行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、実務経験者である児童指導員OBや教員OBなどによる一時保護対応協力員を配置し、的確な実態把握・評価（アセスメント）を行い、子どもに適切な支援、教育、心理治療を実施し、子どもの健全育成の推進や一時保護所が抱えている問題の改善を図るものである。

一時保護対応協力員は、一時保護所に置き、所長の監督を受け、次の業務を行うものである。また、必要に応じ委託一時保護先に派遣することもできる。

ア～エ 略

(5) 24時間・365日体制強化事業

児童相談所は、児童相談に関する役割を担う市町村を後方支援するこ

改正後

とを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間・365日体制対応協力員を配置するものである。

ア 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術や相談援助活動経験のある児童相談所OB職員、警察官OB等の非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

イ 略

3 略

第4～8節 略

第7章 各種機関との連携

第1節 各種機関との連携の重要性

(1)～(4) 略

(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされ、さらに平成19年の児童福祉法改正により、当該協議会の設置が努力義務とされたところである。

(6)～(10) 略

第2節 市町村との関係

1 略

2. 個別的事項

(1)～(8) 略

(9) 平成19年の児童福祉法改正により、市町村長は、児童虐待防止法第8条の2の出頭要求、同法第9条第1項の立入調査又は法第33条の一時保護の実施が適当であると判断した場合には、その旨を都道府県知事等又は児童相談所長に通知するものとされたが、当該通知があった場合においても、適切な対応を講ずる必要がある。

なお、都道府県知事等は、当該通知に係る措置の実施状況について、

現行

とを踏まえ、夜間休日を問わず、いつでも相談に応じられる体制の整備を図るため、24時間・365日体制対応協力員を配置するものである。

ア 24時間体制強化については、児童相談所が各々の通常の開所時間外の時間帯に、365日体制強化については、児童相談所が閉所している祝休日に、相談援助技術を有した児童相談所OB職員または民間団体やボランティア活動を通じ相談援助活動経験のある非常勤職員等を配置し、随時直接相談に応じられる体制を図るものとする。

イ 略

3 略

第4～8節 略

第7章 各種機関との連携

第1節 各種機関との連携の重要性

(1)～(4) 略

(5) このため、平成16年児童福祉法改正法により、地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報等の交換や要保護児童等に対する支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会を置くことができることとされた。

(6)～(10) 略

第2節 市町村との関係

1 略

2. 個別的事項

(1)～(8) 略

改正後

現行

都道府県児童福祉審議会に報告しなければならないこととされている。

第3節 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

第3節 要保護児童対策地域協議会

1. 制度の趣旨

1. 制度の趣旨

(1) 略

(1) 略

(2) このため、平成16年児童福祉法改正法において、

(2) このため、平成16年児童福祉法改正法において、

① 地方公共団体は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（「子どもを守る地域ネットワーク」。以下、「協議会」という。）を設置できることとし、

① 地方公共団体は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下、「協議会」という。）を設置できることとし、

② この協議会に、その運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、

② この協議会に、その運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う調整機関（要保護児童対策調整機関）を置くこととし、

③ さらに、協議会の構成員に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができることとされた。

③ さらに、協議会の構成員に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、協議会は、関係機関等に対して情報の提供等の必要な協力を求めることができることとされた。

(3) また、平成19年の児童福祉法の改正において、協議会の設置が努力義務化されたことから、児童相談所としても一層その設置に向けた支援を行う必要があることに留意されたい。

2 協議会の運営

2 要保護児童対策地域協議会の運営

(1) 設置主体

(1) 設置主体

協議会の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体である。協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に置いていることから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じ、複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

協議会の設置主体は地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体である。協議会は、個別の要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行うことを念頭に置いていることから、基本的には住民に身近な市町村が設置主体となると考えられるが、地域の実情に応じ、複数の市町村が共同で設置することも考えられる。

なお、複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

なお、複数の市町村による共同設置については、一部事務組合や広域連合を設けることなく、事実上共同で設置することも可能である。

このように市町村が設置主体となる協議会については、児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど、市町村の後方支援を行うことが期待される。

このように市町村が設置主体となる要保護児童対策地域協議会については、児童相談所は、その構成員として参画し、個別ケースの見立てを行うなど、市町村の後方支援を行うことが期待される。

一方、都道府県等が設置主体となる協議会については、自らが、3に定める要保護児童対策調整機関になるなど、中心的な役割を果たすことが期待される。

一方、都道府県等が設置主体となる要保護児童対策地域協議会については、自らが、3に定める要保護児童対策調整機関になるなど、中心的な役割を果たすことが期待される。

(2)～(4) 略

(2)～(4) 略

改正後

現行

3～5 略

3～5 略

第4～11節 略

第4～11節 略

第12節 弁護士、弁護士会との関係

第12節 弁護士、弁護士会との関係

(1) 平成16年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化され、また、平成19年の児童虐待防止法の改正による臨検又は捜索の制度等の導入など、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。

(1) 平成16年児童福祉法改正法により、保護を必要とする子どもに関する司法関与が強化されるなど、児童家庭相談活動を行うに際して法的な対応が必要となる場面は増えてきている。

(2)～(3) 略

(2)～(3) 略

第13節 略

第13節 略

第14節 警察との関係

第14節 警察との関係

1～5 略

1～5 略

6. 虐待事例等における連携

6. 虐待事例等における連携

(1)～(2) 略

(1)～(2) 略

(3) 立入調査、臨検又は捜索等における連携

(3) 立入調査における連携

立入調査、臨検又は捜索等に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防止法第10条により警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変に対応しなければならない。

立入調査に当たっては、必要に応じ、子ども又は調査担当者に対する保護者等の加害行為等に対して迅速な援助が得られるよう、児童虐待防止法第10条により警察署長に対する援助の依頼を行い、これに基づく連携による適切な調査を行うとともに、状況に応じ遅滞なく子どもの一時保護を行うなど、子どもの福祉を優先した臨機応変に対応しなければならない。

なお、警察署長への援助の依頼については、緊急の場合を除き、行政組織を一体的に運営し、子どもの保護の万全を期する観点から、事前に文書により行うことを原則とする。

なお、警察署長への援助の依頼については、緊急の場合を除き、行政組織を一体的に運営し、子どもの保護の万全を期する観点から、事前に文書により行うことを原則とする。

(4)～(6) 略

(4)～(6) 略

(7) 児童虐待防止法第10条の「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による立入調査、臨検又は捜索、一時保護等の職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため警察官の援助を必要とする場合をいう。

(7) 児童虐待防止法第10条の「必要があると認めるとき」とは、児童相談所長等による立入調査、一時保護等の職務執行に際し、保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務執行をすることが困難なため警察官の援助を必要とする場合をいう。

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警

警察官の「援助」とは、児童相談所長等による職務執行に際して、当該職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察官が警察法、警

## 改正後

察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。なお、児童相談所長等による職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであり、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

(8) 略

7 略

第15～16節 略

第17節 配偶者暴力相談支援センターとの関係

1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け

(1) 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者暴力防止法に基づき、配偶者からの暴力の被害者に対し次のような支援を行う行政機関である。

①～⑥ 略

(2) 略

2 略

第18～20節 略

第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第1～2節 略

第3節 必要書類

(1) 略

(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。

①～⑬ 略

⑭ 出頭要求告知書（別添1及び3）

⑮ 告発状（別添2）

⑯ 臨検・捜索許可状請求書（別添4）

## 現行

察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置である。なお、児童相談所長等による職務執行そのものは、警察官の任務ではなく、児童相談所長等がその専門的知識に基づき行うべきものであり、警察官は、児童相談所長等の権限行使の補助者ではない。

(8) 略

7 略

第15～16節 略

第17節 配偶者暴力相談支援センターとの関係

1. 配偶者暴力相談支援センターの位置付け

(1) 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。この節において「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、配偶者からの暴力の被害者に対し次のような支援を行う行政機関である。

①～⑥ 略

(2) 略

2 略

第18～20節 略

第8章 児童相談所の設備、器具、必要書類

第1～2節 略

第3節 必要書類

(1) 略

(2) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、保護者、関係機関等に交付する書類には次のものがある。これらの書類は、逐次児童記録票綴にファイルしていく。

①～⑬ 略

改正後

現行

- ⑰ 面会・通信制限決定通知書（別添5及び7）
- ⑱ 面会・通信制限解除決定通知書（別添6）
- ⑲ 接近禁止命令書（別添8）
- ⑳ 接近禁止命令取消書（別添9）
- ㉑ 児童虐待防止法第13条の4に規定された報告書
- ㉒ 略

(3) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、内部的に整理する必要がある書類には、次のものがある。

- ①～⑱ 略
- ⑲ その他措置等の各段階における報告書等

第4節 統計  
略

⑭ 略

(3) 児童相談所が相談援助活動を行うに当たって、内部的に整理する必要がある書類には、次のものがある。

- ①～⑱ 略
- ⑲ その他

第4節 統計  
略

改正後

現行

別添1 出頭要求告知書

別添1 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

出頭要求告知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第8条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住所	
	氏名	
出頭を求め 日時及び場所	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	日時	平成 年 月 日 午 時 分
同伴すべき児童	場所	
	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)

出頭を求める理由となつた事実の内容

連絡先住所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係  
連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)

- (注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他の必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時まで、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

改正後

現行

別添2 告発状

別添2 (様式例)

平成 年 月 日

告 発 状

〇〇県〇〇警察署長 殿

1 告発人

住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇1-2-3

職氏名 〇〇〇県〇〇児童相談所長 〇〇 〇〇 印

2 被告発人

住 所 〇〇〇県〇〇〇市〇〇〇4-5-6

氏 名 〇〇〇〇

3 告発の趣旨

被告発人の下記4の事実は、児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項により適用される児童福祉法第61条の5の立入調査拒否罪に該当すると思料されるので、被告発人を処罰されたく告発する。

4 告発の事実

5 罰条

児童虐待の防止等に関する法律第9条第2項  
児童福祉法第61条の5

6 告発に至る経緯

7 証拠資料

8 添付書類



改正後

現行

別添3 出頭要求告知書

別添3 (様式例)

第 号  
平成 年 月 日

出 頭 要 求 告 知 書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第9条の2の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
出 頭 を 求 め る 日 時 及 び 場 所	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )
	日 時	平成 年 月 日 午 時 分
同 伴 す べ き 児 童	場 所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )

出頭を求める理由となつた事実の内容

連絡先住所 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係  
連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)

(注意) 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全の確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第3項に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に随検し、又は当該児童を捜索することがあります。  
2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合、〇月〇日〇時までには、上記連絡先に連絡してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 「知事」名欄には、各自治体に応じて、政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載のこと。

改正後

現行

別添4 臨検・捜索許可状請求書

別添4（様式）

臨 検 ・ 捜 索 許 可 状 請 求 書

平成 年 月 日  
裁判所

裁判官 殿

〇〇〇〇知事

⑥

児童虐待の防止等に関する法律第9条の3に基づき、下記の臨検・捜索許可状の発付を請求する。

記

- 1 保護者の氏名及び生年月日  
年 月 日生（ 歳）
- 2 臨検・捜索すべき場所
- 3 捜索すべき児童の氏名及び生年月日  
年 月 日生（ 歳）
- 4 児童虐待が行われている疑いがあると認められる事由及び資料
- 5 臨検・捜索させようとする住所又は居所に児童が現在すると認められる事由及び資料
- 6 児童の保護者が同法第9条第1項の規定による立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した事実及びそれを証する資料
- 7 同法第9条の2第1項の規定による出頭の求めに応じなかった事実及びそれを証する資料
- 8 7日を超える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由
- 9 日出前又は日没後に行う必要があるときは、その旨及び事由

（注意）1 「知事」名欄には、各自治体に応じて政令指定都市の長、児童相談所設置市の長、委任を受けた児童相談所長名を記載すること。

2 児童の氏名、年齢が明らかでないときは、これらの者を特定するに足りる事項を記載すること。

3 事例に応じ、不要の文字を削ること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添5 面会・通信制限決定通知書

別添5 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

面会・通信制限決定通知書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇児童相談所長 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、  
同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会  
同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信  
の制限を行います。

制限を受ける者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限する理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇児童相談所〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

- (注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、〇〇〇知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添6 面会・通信制限解除決定通知書

別添6 (様式例)

発第 号 平成 年 月 日							
面会・通信制限解除決定通知書							
(保護者氏名) 殿							
○○○児童相談所長 印							
次のとおり、○○○児童相談所長が、平成 年 月 日 発第 号により 制限した、児童虐待の防止等に関する法律第12条に基づく 同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会 同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信 の制限を解除します。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%; padding: 5px;">制限を解除される者</td> <td style="padding: 5px;">住所</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日生 ( 歳)</td> </tr> </table>	制限を解除される者	住所		氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限を解除される者		住所					
		氏名					
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">制限を解除する理由</td> <td style="height: 100px;"></td> </tr> </table>	制限を解除する理由						
制限を解除する理由							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%; padding: 5px;">対象となる児童</td> <td style="padding: 5px;">住所又は居所</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="text-align: right;">男・女</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日生 ( 歳)</td> </tr> </table>	対象となる児童	住所又は居所		氏名	男・女	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
対象となる児童		住所又は居所					
		氏名	男・女				
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)					
連絡先住所 ○○県○○市○○1-2-3 ○○児童相談所○○課○○係 連絡先電話番号 01-2345-6789 (内線 1234)							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添7 面会・通信制限決定通知書

別添7 (様式例)

発第 号 平成 年 月 日							
面会・通信制限決定通知書  (保護者氏名) 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">○○○施設長 印</div> <p>児童虐待の防止等に関する法律第12条の規定に基づき、次のとおり、                  同条第1項第1号に規定される下記の児童との面会                  同条第1項第2号に規定される下記の児童との通信                  の制限を行います。</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%; padding: 5px;">制限を受ける者</td> <td style="padding: 2px;">住所</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日生 ( 歳)</td> </tr> </table>	制限を受ける者	住所		氏名		生年月日	年 月 日生 ( 歳)
制限を受ける者		住所					
		氏名					
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)					
制限する理由							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">命令の有効期間</td> <td style="padding: 2px;">本日から 平成 年 月 日まで</td> </tr> </table>	命令の有効期間	本日から 平成 年 月 日まで					
命令の有効期間	本日から 平成 年 月 日まで						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 20%; padding: 5px;">対象となる児童</td> <td style="padding: 2px;">住所又は居所</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="text-align: right;">男・女</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">生年月日</td> <td style="text-align: center;">年 月 日生 ( 歳)</td> </tr> </table>	対象となる児童	住所又は居所		氏名	男・女	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
対象となる児童		住所又は居所					
		氏名	男・女				
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 2px;">連絡先住所</td> <td style="padding: 2px;">○○県○○市○○1-2-3 ○○児童養護施設○○課○○係</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">連絡先電話番号</td> <td style="padding: 2px;">01-2345-6789 (内線 1234)</td> </tr> </table>	連絡先住所	○○県○○市○○1-2-3 ○○児童養護施設○○課○○係	連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)			
連絡先住所	○○県○○市○○1-2-3 ○○児童養護施設○○課○○係						
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)						
<p>(注意) 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、○○知事に対し、不服申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると不服申立てができなくなります。</p> <p>2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、○○県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>							

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添8 接近禁止命令書

別添8 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

接近禁止命令書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4の規定に基づき、次のとおり命令する。

命令を受ける者	住所	
	氏名	
命令の内容	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所(通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。)の付近をはいかいてはならない。	
命令をする理由		
命令の有効期間	本日 から 平成 年 月 日まで	
対象となる児童	住所又は居所	
	氏名	男・女
連絡先住所	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部(局) 〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

(注意) 1 本命令に違反した場合、児童虐待の防止等に関する法律第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがある。  
2 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇〇県を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができる。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができない。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添9 接近禁止命令取消書

別添9 (様式例)

発第 号  
平成 年 月 日

接近禁止命令取消書

(保護者氏名) 殿

〇〇〇〇知事 印

児童虐待の防止等に関する法律第12条の4第6項の規定に基づき、本日付で、次のとおり、〇〇〇〇知事が、平成 年 月 日 発第 号により命令した接近禁止命令を取り消す。

命令を取り消される者	住 所	
	氏 名	
命 令 の 内 容	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	都道府県知事が特に必要と認める場合を除き、児童の住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において当該児童の身辺につきまとい、又は当該児童の住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいはならない。	
命令を取り消す理由		
対象となる児童	住所又は居所	
	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
連絡先住所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3 〇〇県〇〇部(局) 〇〇課〇〇係	
連絡先電話番号	01-2345-6789 (内線 1234)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

改正後

現行

別添10 様式

別添様式

(別添10様式)

発第 号  
年 月 日

〇〇警察署長 殿

児童相談所長

年 月 日付をもって貴職より少年法第6条の6第1項(1号又は2号)に基づき送致のあったつぎの児童について児童福祉法の規定により下記のとおり援助を決定したので通知します。

児 童	氏 名	性別 年齢
	住 所	
保 護 者	氏 名	
	住 所	
援 助 内 容	開始期日	
	内 容	

(別添様式)

発第 号  
年 月 日

〇〇警察署長 殿

児童相談所長

年 月 日付をもって貴職より少年法第6条の6第1項(1号又は2号)に基づき送致のあったつぎの児童について児童福祉法の規定により下記のとおり援助を決定したので通知します。

児 童	氏 名	性別 年齢
	住 所	
保 護 者	氏 名	
	住 所	
援 助 内 容	開始期日	
	内 容	



## 市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表（案）

改 正 後	現 行
<p>第1章 略</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 相談・通告への対応</p> <p>1 略</p> <p>2. 年齢要件 市町村が対象とする児童は18才未満の者であるが、<u>下記に留意する。</u></p> <p><u>(1) 罪を犯した14才以上の児童の通告については、家庭裁判所が通告の受理機関となること。</u></p> <p><u>(2) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所、保健所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、児童相談所と連携して、出生後の対応について検討することも必要である。</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6. 児童記録票の作成</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 児童記録表は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦からの相談のうち子どもが出生後に要保護児童としての支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録表を作成し、妊婦自身に関する記録を残し、子どもが出生した段階で子どもに関する記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>第3節 調査</p> <p>1～4 略</p> <p>5. 調査事項 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には、第1節4(1)相談・通告時において把握すべき事項と同じである。</p>	<p>第1章 略</p> <p>第2章 児童家庭相談援助の展開における市町村の具体的な役割</p> <p>第1節 略</p> <p>第2節 相談・通告への対応</p> <p>1 略</p> <p>2. 年齢要件 市町村が対象とする児童は18歳未満の者であるが、<u>罪を犯した14才以上の児童の通告については、家庭裁判所が通告の受理機関となる</u></p> <p>3～5 略</p> <p>6. 児童記録票の作成</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>第3節 調査</p> <p>1～4 略</p> <p>5. 調査事項 調査事項は相談の内容によって異なるが、標準的には、第1節3(1)相談・通告時において把握すべき事項と同じである。</p>

改正後

現行

なお、これらは、診断・判定における基礎的かつ重要な情報となるので、これに基づき各自治体において、調査事項及び内容、様式、手順等を定めるとともに、調査を確実に実施するための調査チェックリスト等を定めることが必要である。

6～8 略

第3章 略

第4章 要保護児童対策地域協議会

第1～2節 略

第3節 要保護児童対策地域協議会の運営

1. 業務

(1)～(5) 略

(6) 地域協議会は、施設入所中の子どもと保護者等についても、児童相談所や児童福祉施設等と密接な連携を図り、定期的に子どもや保護者の状況を把握しておき、一時帰宅または退所に際しては、関係者の対応を十分協議する。

(7) 略

(8) 出生前であっても、要保護児童として支援が見込まれるケースについては、地域協議会の対象ケースとし、個別ケース検討会議を開催して出生後の対応を検討する。

第4節 要保護児童対策調整機関

1～2 略

3. 業務

(1) 略

(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

①～② 略

③関係機関等との連絡調整

・個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）

・特に、対象ケースが生活保護世帯であつて必要な場合には、福祉

6～8 略

第3章 略

第4章 要保護児童対策地域協議会

第1～2節 略

第3節 要保護児童対策地域協議会の運営

1. 業務

(1)～(5) 略

(6) 地域協議会は、施設から一時的に帰宅した子どもや、施設を退所した子ども等に対する支援に積極的に取り組むことも期待されているところであり、児童相談所や児童福祉施設等と連携を図り、施設に入所している子どもの養育状況を適宜把握するなど、一時的に帰宅した際や退所後の支援の円滑な実施に向けた取り組みを実施することが期待される。

(7) 略

第4節 要保護児童対策調整機関

1～2 略

3. 業務

(1) 略

(2) 調整機関の業務として具体的に想定されるものは、以下のとおりである。

①～② 略

③関係機関等との連絡調整

・個々のケースに関する関係機関等との連絡調整（個別ケース検討会議におけるケースの再検討を含む。）

改正後	現行
<p><u>事務所において多くの情報を有していることから、地域協議会の調整機関において相互に情報交換・共有を行う。</u></p> <p>第5章 第1～2節 略 第3節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係 1～2 略 3. 主な連携事項及び留意点     (1)～(4) 略     (5) <u>生活保護世帯であって必要な場合には、福祉事務所において多くの情報を有していることから、地域協議会の調整機関において相互に情報交換・共有を行うこと。</u></p> <p>以下 略</p>	<p>第5章 第1～2節 略 第3節 福祉事務所（家庭児童相談室）との関係 1～2 略 3. 主な連携事項及び留意点     (1)～(4) 略</p> <p>以下 略</p>

要保護児童対策地域協議会設置・運営指針新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1. 平成16年度児童福祉法改正法の基本的な考え方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）においては以下の規定が整備された。</p> <p>① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（「子どもを守る地域ネットワーク」。以下「地域協議会」という。）を置くことができる。</p> <p>② 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。</p> <p>③ 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 削除</p> <p>2. 平成19年の児童福祉法の一部改正による改正</p> <p><u>平成16年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられておらず、その附帯決議において、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」とこととされていた。</u></p> <p><u>平成19年5月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律及び児童</u></p>	<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1. 平成16年度児童福祉法改正法の基本的な考え方</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) このため、児童福祉法の一部を改正する法律（平成16年法律第153号。以下「平成16年児童福祉法改正法」という。）においては以下の規定が整備された。</p> <p>① 地方公共団体は、要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置くことができる。</p> <p>② 地域協議会を設置した地方公共団体の長は、地域協議会を構成する関係機関等のうちから、地域協議会の運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う要保護児童対策調整機関を指定する。</p> <p>③ 地域協議会を構成する関係機関等に対し守秘義務を課すとともに、地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) なお、平成16年児童福祉法改正法においては、地域協議会の設置は義務付けられていないが、こうした関係機関等の連携による取組が要保護児童への対応に効果的であることから、その法定化等の措置が講じられたものである。また、参議院厚生労働委員会の附帯決議においても、「全市町村における要保護児童対策地域協議会の速やかな設置を目指す」とこととされているところである。これらの経緯を踏まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めるものとする。</p>

改正後	現行
<p><u>福祉法の一部を改正する法律</u>（平成19年法律第73号。同年6月公布。）による改正後の児童福祉法の規定により、平成20年4月から、<u>地域協議会の設置が努力義務化されたところである。この改正法の趣旨を踏まえ、市町村における地域協議会の設置促進と活動内容の充実に向けた支援に努めるものとする。</u></p> <p>3. 要保護児童対策地域協議会の意義 略</p> <p>4. 対象児童 略</p> <p>5. 関係するネットワーク等 略</p> <p>第2章 以下略</p>	<p>2. 要保護児童対策地域協議会の意義 略</p> <p>3. 対象児童 略</p> <p>4. 関係するネットワーク等 略</p> <p>第2章 以下略</p>